令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第1部 漁港漁場関係事業 請負工事費積算基準 目次 目次-1	第１章　総則 　１節　総則 　　１．目的 ---------- 1- 1- 1 　　２．適用の範囲 ---------- 1- 1- 1 　　３．工事費算定通則 ---------- 1- 1- 1 　　４．基準の構成 ---------- 1- 1- 1 　　５．直接工事費の施工歩掛の適用範囲 ---------- 1- 1- 2	第１章　総則 　１節　総則 　　１．目的 ---------- 1- 1- 1 　　２．適用の範囲 ---------- 1- 1- 1 　　３．工事費算定通則 ---------- 1- 1- 1 　　４．基準の構成 ---------- 1- 1- 1 　　５．直接工事費の施工歩掛の適用範囲 ---------- 1- 1- 2 　　６．端数処理の取扱い ---------- 1- 1- 2	追加
第1部 漁港漁場関係事業 請負工事費積算基準 目次 目次-3	４節　本体工 ４．１　ケーソン式 　１．総則 ---------- 3-4.1- 1 　２．ケーソン製作工 ---------- 3-4.1- 9 　３．ケーソン進水据付工 ---------- 3-4.1-31 　４．中詰工 ---------- 3-4.1-57 　５．蓋コンクリート工 ---------- 3-4.1-61 　　---------- 3-4.1-61 　６．蓋ブロック工　　参考資料 　　参考資料－１　鋼製型枠組立組外(全面張方式) 　　参考資料－２　ケーソン据付（吊降し方式、Ｎ工程）歩掛 　　参考資料－３　中詰材投入（陸上採取） 　　参考資料－４　上蓋（回航用上蓋取付取外） 　　参考資料－５　特殊養生（ケーソン製作） 　補足資料 　　補足資料－１　本体工（ケーソン式）	４節　本体工 ４．１　ケーソン式 　１．総則 ---------- 3-4.1- 1 　２．ケーソン製作工 ---------- 3-4.1- 9 　３．ケーソン進水据付工 ---------- 3-4.1-31 　４．中詰工 ---------- 3-4.1-58 　５．蓋コンクリート工 ---------- 3-4.1-62 　６．蓋ブロック工 ---------- 3-4.1-62 　参考資料 　　参考資料－１　鋼製型枠組立組外(全面張方式) 　　参考資料－２　ケーソン据付（吊降し方式、Ｎ工程）歩掛 　　参考資料－３　中詰材投入（陸上採取） 　　参考資料－４　上蓋（回航用上蓋取付取外） 　　参考資料－５　特殊養生（ケーソン製作） 　補足資料 　　補足資料－１　本体工（ケーソン式）	頁番号修正
第1章 総則 1節 総則 目次	１節　総　則 　１．目　的 ---------- 1-1-1 　２．適用の範囲 ---------- 1-1-1 　３．工事費算定通則 ---------- 1-1-1 　４．基準の構成 ---------- 1-1-1 　５．直接工事費の施工歩掛の適用範囲 ---------- 1-1-2	１節　総　則 　１．目　的 ---------- 1-1-1 　２．適用の範囲 ---------- 1-1-1 　３．工事費算定通則 ---------- 1-1-1 　４．基準の構成 ---------- 1-1-1 　５．直接工事費の施工歩掛の適用範囲 ---------- 1-1-2 　６．端数処理の取扱い ---------- 1-1-2	追加
第1章 総則 1節 総則 P1-1-2		６．端数処理の取扱い 　四捨五入等の端数処理は、端数処理対象となる桁で処理するものとし、端数処理対象となる桁以降については、考慮しないものとする。（第１部及び第２部） 　例）小数１位切り上げの場合、小数１位の桁が１以上の場合は切り上げし、０の場合には切り捨てるものとする。	追加
第3章 直接工事費の施工歩掛 4節 本体工 4.1 ケーソン式 目次	４．中詰工 　４－１　砂・石材中詰 　　４－１－１　適用範囲 ---------- 3-4.1-57 　　４－１－２　施工フロー ---------- 3-4.1-57 　　４－１－３　中詰材投入 　　４－１－３－１　施工方式 ---------- 3-4.1-57 　　４－１－３－２　中詰材投入（現場投入渡し） ---------- 3-4.1-57 　　４－１－３－３　中詰材投入（海中採取） ---------- 3-4.1-58 　　４－１－４　中詰均し 　　４－１－４－１　代価表作成手順 ---------- 3-4.1-61 　　４－１－４－２　施工歩掛 ---------- 3-4.1-61 　４－２　コンクリート中詰 ---------- 3-4.1-61 ５．蓋コンクリート工 ---------- 3-4.1-61 ６．蓋ブロック工 　６－１　蓋ブロック製作 ---------- 3-4.1-61 　６－２　蓋ブロック据付 ---------- 3-4.1-61 　６－３　間詰コンクリート ---------- 3-4.1-61	４．中詰工 　４－１　砂・石材中詰 　　４－１－１　適用範囲 ---------- 3-4.1-58 　　４－１－２　施工フロー ---------- 3-4.1-58 　　４－１－３　中詰材投入 　　４－１－３－１　施工方式 ---------- 3-4.1-58 　　４－１－３－２　中詰材投入（現場投入渡し） ---------- 3-4.1-58 　　４－１－３－３　中詰材投入（海中採取） ---------- 3-4.1-59 　　４－１－４　中詰均し 　　４－１－４－１　代価表作成手順 ---------- 3-4.1-62 　　４－１－４－２　施工歩掛 ---------- 3-4.1-62 　４－２　コンクリート中詰 ---------- 3-4.1-62 ５．蓋コンクリート工 ---------- 3-4.1-62 ６．蓋ブロック工 　６－１　蓋ブロック製作 ---------- 3-4.1-62 　６－２　蓋ブロック据付 ---------- 3-4.1-62 　６－３　間詰コンクリート ---------- 3-4.1-62	頁番号修正

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

4節 本体工 4.1 ケーソン式 P3-4.1-38

現行（令和６年度）

(1) ケーソン進水準備（吊降し方式）　１回当り

名称	形状寸法	単位	数量 海上 取付	数量 海上 取外	数量 陸上 取付	数量 陸上 取外	摘要
起重機船 運転	非航固定 鋼DE t吊	日	1	0.5	1	0.5	運4H／就8H
揚錨船 〃	鋼D t吊	〃	1	0.5	1	0.5	就業8H
台船 〃	鋼 500t積	〃	1	0.5	－	－	就業8H
引船 〃	鋼D 500PS型	〃	1	0.5	－	－	運2H／就8H
吊金具損料	t用	〃	1	0.5	1	0.5	
吊ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ 〃	φ mm	〃	1	0.5	1	0.5	
平衡滑車 〃	t型	〃	1	0.5	1	0.5	
雑材料							

注）1.同一工事において吊点数の違う種類のケーソンを連続して据付する場合のセット替えについては取り付け歩掛のみ計上する。

2.吊ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ損料は、「1点当り損料×使用点数」とする。
3.平衡滑車損料は、「1基当り損料×使用基数」とする。

(2) ケーソン進水（吊降し方式）　１日（　函）当り

名称	形状寸法	単位	数量 200t～400t未満	400t～700t未満	700t～1,000t未満	1,000t～1,600t未満	1,600t～2,000t未満	2,000t～3,000t未満	摘要
起重機船 運転	非航固定 鋼DE t吊	日	1						運6H／就8H
引船 ① 〃	鋼D PS型	〃	1						運2H／就8H
引船 ② 〃	鋼D PS型	〃	－	1					〃
引船 ③ 〃	鋼D PS型	〃	－					1	〃
揚錨船 〃	鋼D t吊	〃	1						就業8H
とび工		人	3	4	5	6	7		
普通作業員		〃	3	4	5	6	8		
吊金具損料	t用	日	1						
吊ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ 〃	φ mm	〃	1						
平衡滑車 〃	t型	〃	1						
雑材料									

注）

1.吊ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ損料は、「1点当り損料×使用点数」とする。
2.平衡滑車損料は、「1基当り損料×使用基数」とする。

改定（令和７年度）

(1) ケーソン進水準備（吊降し方式）　１回当り

名称	形状寸法	単位	数量 海上 取付	数量 海上 取外	数量 陸上 取付	数量 陸上 取外	摘要
起重機船 運転	非航固定 鋼DE t吊	日	1	0.5	1	0.5	運4H／就8H
揚錨船 〃	鋼D t吊	〃	1	0.5	1	0.5	就業8H
台船 〃	鋼 500t積	〃	1	0.5	－	－	就業8H
引船 〃	鋼D 500PS型	〃	1	0.5	－	－	運2H／就8H
吊金具損料	t用	〃	1	0.5	1	0.5	
吊ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ 〃	φ mm	〃	1	0.5	1	0.5	
平衡滑車 〃	t型	〃	1	0.5	1	0.5	
雑材料							

注）1.同一工事において吊点数の違う種類のケーソンを連続して据付する場合のセット替えについては取り付け歩掛のみ計上する。
2.吊金具損料は、吊枠損料を含まない。吊枠の改造、新規製作等が必要な場合は、別途計上することができる。
3.吊ワイヤーロープ損料は、「1点当り損料×使用点数」とする。
4.平衡滑車損料は、「1基当り損料×使用基数」とする。

(2) ケーソン進水（吊降し方式）　１日（　函）当り

名称	形状寸法	単位	数量 200t～400t未満	400t～700t未満	700t～1,000t未満	1,000t～1,600t未満	1,600t～2,000t未満	2,000t～3,000t未満	摘要
起重機船 運転	非航固定 鋼DE t吊	日	1						運6H／就8H
引船 ① 〃	鋼D PS型	〃	1						運2H／就8H
引船 ② 〃	鋼D PS型	〃	－	1					〃
引船 ③ 〃	鋼D PS型	〃	－					1	〃
揚錨船 〃	鋼D t吊	〃	1						就業8H
とび工		人	3	4	5	6	7		
普通作業員		〃	3	4	5	6	8		
吊金具損料	t用	日	1						
吊ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ 〃	φ mm	〃	1						
平衡滑車 〃	t型	〃	1						
雑材料									

注）1.吊金具損料は、吊枠損料を含まない。吊枠の改造、新規製作等が必要な場合は、別途計上することができる。
2.吊ワイヤーロープ損料は、「1点当り損料×使用点数」とする。
3.平衡滑車損料は、「1基当り損料×使用基数」とする。

コメント

記載を追加

記載を追加

4節 本体工 4.1 ケーソン式 P3-4.1-43

現行（令和６年度）

３）回航距離の算出
出発港から到着港までの回航距離は、海上保安庁水路部編集の**「距離表」または(社)日本海運集会所発行「内航距離表」**により算出することを原則とする。

改定（令和７年度）

３）回航距離の算出
出発港から到着港までの回航距離は、海上保安庁海洋情報部編集の**「距離表」**、(社)日本海運集会所発行の**「内航距離表」**または海上保安庁海洋情報部発行の**「海図」**により算出することを原則とする。

コメント

「海図」を追加

4節 本体工 4.1 ケーソン式 P3-4.1-46

現行（令和６年度）

３）えい航距離の算出
えい航距離は、海上保安庁水路部発行の**「海図」**により算出することを原則とする。

改定（令和７年度）

３）えい航距離の算出
えい航距離は、海上保安庁海洋情報部編集の**「距離表」**、(社)日本海運集会所発行の**「内航距離表」**または海上保安庁海洋情報部発行の**「海図」**により算出することを原則とする。

コメント

「距離表」「内航距離表」を追加

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

4節 本体工 4.1 ケーソン式 P3-4.1-56

現行（令和６年度）

（1）ケーソン据付準備（吊降し方式）　１回当り

名称	形状寸法	単位	数量 海上 取付	数量 海上 取外	数量 陸上 取付	数量 陸上 取外	摘要
起重機船　運転	非航固定 鋼DE　t吊	日	1	0.5	1	0.5	運4H／就8H
揚錨船　〃	鋼D　t吊	〃	1	0.5	1	0.5	就業8H
台船　〃	鋼　500t積	〃	1	0.5	－	－	就業8H
引船　〃	鋼D　500PS型	〃	1	0.5	－	－	運2H／就8H
吊金具損料	t用	〃	1	0.5	1	0.5	
吊ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ　〃	φ　mm	〃	1	0.5	1	0.5	
平衡滑車　〃	t型	〃	1	0.5	1	0.5	
雑材料							

注）1.同一工事において吊点数の違う種類のケーソンを連続して据付する場合のセット替えについては取付歩掛のみ計上する。
2.吊ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ損料は、「1点当りの損料×使用点数」とする。
3.平衡滑車損料は、「1基当りの損料×使用基数」とする。

（2）ケーソン据付（吊降し方式）　１日（　函）当り

名称	形状寸法	単位	数量 200t～400t未満	400t～700t未満	700t～1,000t未満	1,000t～1,600t未満	1,600t～2,000t未満	2,000t～3,000t未満	摘要
起重機船　運転	非航固定 鋼DE　t吊	日	1						運：Tc/就8H
引船①　〃	鋼D　PS型	〃	1						運：Tb/就8H
引船②　〃	鋼D　PS型	〃	－	1					〃
引船③	鋼D　PS型	〃	－					1	〃
揚錨船　〃	鋼D　t吊	〃	1						就業8H
潜水士船　〃	D270PS型 3～5t吊	〃	1						〃
とび工		人	3	4	5	6	7		
普通作業員		〃	3	4	5	6	8		
吊金具損料	t用	日	1						
吊ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ　〃	φ　mm	〃	1						
平衡滑車　〃	t型	〃	1						
雑材料		%	1						発動発電機・水中ポンプ運転を含む

注）
1.吊ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ損料は、「1点当りの損料×使用点数」とする。
2.平衡滑車損料は、「1基当りの損料×使用基数」とする。

改定（令和７年度）

（1）ケーソン据付準備（吊降し方式）　１回当り

名称	形状寸法	単位	数量 海上 取付	数量 海上 取外	数量 陸上 取付	数量 陸上 取外	摘要
起重機船　運転	非航固定 鋼DE　t吊	日	1	0.5	1	0.5	運4H／就8H
揚錨船　〃	鋼D　t吊	〃	1	0.5	1	0.5	就業8H
台船　〃	鋼　500t積	〃	1	0.5	－	－	就業8H
引船　〃	鋼D　500PS型	〃	1	0.5	－	－	運2H／就8H
吊金具損料	t用	〃	1	0.5	1	0.5	
吊ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ　〃	φ　mm	〃	1	0.5	1	0.5	
平衡滑車　〃	t型	〃	1	0.5	1	0.5	
雑材料							

注）1.同一工事において吊点数の違う種類のケーソンを連続して据付する場合のセット替えについては取付歩掛のみ計上する。
2.吊金具損料は、吊枠損料を含まない。吊枠の改造、新規製作等が必要な場合は、別途計上することができる。
3.吊ワイヤーロープ損料は、「1点当り損料×使用点数」とする。
4.平衡滑車損料は、「1基当り損料×使用基数」とする。

（2）ケーソン据付（吊降し方式）　１日（　函）当り

名称	形状寸法	単位	数量 200t～400t未満	400t～700t未満	700t～1,000t未満	1,000t～1,600t未満	1,600t～2,000t未満	2,000t～3,000t未満	摘要
起重機船　運転	非航固定 鋼DE　t吊	日	1						運：Tc/就8H
引船①　〃	鋼D　PS型	〃	1						運：Tb/就8H
引船②　〃	鋼D　PS型	〃	－	1					〃
引船③	鋼D　PS型	〃	－					1	〃
揚錨船　〃	鋼D　t吊	〃	1						就業8H
潜水士船　〃	D270PS型 3～5t吊	〃	1						〃
とび工		人	3	4	5	6	7		
普通作業員		〃	3	4	5	6	8		
吊金具損料	t用	日	1						
吊ﾜｲﾔｰﾛｰﾌﾟ　〃	φ　mm	〃	1						
平衡滑車　〃	t型	〃	1						
雑材料		%	1						発動発電機・水中ポンプ運転を含む

注）1.吊金具損料は、吊枠損料を含まない。吊枠の改造、新規製作等が必要な場合は、別途計上することができる。
2.吊ワイヤーロープ損料は、「1点当り損料×使用点数」とする。
3.平衡滑車損料は、「1基当り損料×使用基数」とする。

コメント

記載を追加

記載を追加

6節 上部工 P3-6-32

現行（令和６年度）

２）コンクリートミキサー船拘束費
(1) 工程待ちによる拘束
施工施設の種類に拘わらず、当該工事における延べ混合日数（N）に対して、現場における稼働実態を考慮して、コンクリートミキサー船の工程待ちによる拘束日数として下式により算出した日数を 0.5日単位で計上する。

D　＝　N　×　K　　（小数１位を二捨三入または七捨八入）
D：工程待ち拘束日数(日)
N：延べ混合日数(日)　　（延べ混合日数は20日を上限とする）
N　＝　ΣQ／Q_E　　（小数１位切上げ）
ΣQ：総混合量(m^3)
Q_E：１日当り平均混合量(割増し含む)(m^3／日)
K：拘束発生率（0.30）

改定（令和７年度）

２）コンクリートミキサー船拘束費
(1) 工程待ちによる拘束
施工施設の種類に拘わらず、当該工事における延べ混合日数（N）に対して、現場における稼働実態を考慮して、コンクリートミキサー船の工程待ちによる拘束日数として下式により算出した日数を 0.5日単位で計上する。

D　＝　N　×　K　　（小数１位を二捨三入または七捨八入）
D：工程待ち拘束日数(日)
N：延べ混合日数(日)　　（延べ混合日数は20日を上限とする）
N　＝　ΣQ／Q_E　　（小数１位切上げ）
ΣQ：総混合量(m^3)
Q_E：１日当り平均混合量(割増し含む)(m^3／日)　（小数１位四捨五入）
K：拘束発生率（0.30）

コメント

端数処理を明示

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
11節 陸上地盤改良工 目次	３．締固工 ３－１　サンドコンパクションパイル ３－１－１　適用範囲 ---------- 3-11-12 ３－１－２　施工フロー ---------- 3-11-12 ３－１－３　代価表作成手順 ---------- 3-11-12 ３－１－４　作業機械構成 ---------- 3-11-13 ３－１－５　施工歩掛 ---------- 3-11-13 ３－２　敷　砂 ---------- 3-11-14 ３－３　敷砂均し ---------- 3-11-14 ３－４　盛上土砂撤去 ---------- 3-11-14 ４．固化工 ４－１　敷　砂 ---------- 3-11-14 ４－２　敷砂均し ---------- 3-11-14 ４－３　盛上土砂撤去 ---------- 3-11-14 参考資料 参考資料－１　陸上深層混合処理杭 ---------- 3-11-(1) 参考資料－２　陸上継足式深層混合処理杭 ---------- 3-11-(9) 参考資料－３　ペーパードレーン（液状化対策） ---------- 3-11-(12) 参考資料－４　グラベルドレーン ---------- 3-11-(16) 参考資料－５　ロッドコンパクション ---------- 3-11-(22) 参考資料－６　事前混合処理 ---------- 3-11-(28) 補足資料 補足資料－１　陸上地盤改良工 ---------- 3-11-(36)	３．締固工 ３－１　サンドコンパクションパイル ３－１－１　適用範囲 ---------- 3-11-12 ３－１－２　施工フロー ---------- 3-11-12 ３－１－３　代価表作成手順 ---------- 3-11-12 ３－１－４　作業機械構成 ---------- 3-11-13 ３－１－５　施工歩掛 ---------- 3-11-13 ３－２　敷　砂 ---------- 3-11-14 ３－３　敷砂均し ---------- 3-11-14 ３－４　盛上土砂撤去 ---------- 3-11-14 ４．固化工 ４－１　敷　砂 ---------- 3-11-14 ４－２　敷砂均し ---------- 3-11-14 ４－３　盛上土砂撤去 ---------- 3-11-14 参考資料 参考資料－１　陸上深層混合処理杭 ---------- 3-11-(1) 参考資料－２　ペーパードレーン（液状化対策） ---------- 3-11-(9) 参考資料－３　グラベルドレーン ---------- 3-11-(13) 参考資料－４　ロッドコンパクション ---------- 3-11-(19) 参考資料－５　事前混合処理 ---------- 3-11-(25) 補足資料 補足資料－１　陸上地盤改良工 ---------- 3-11-(33)	削除 （以降頁番号修正）

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
11節 陸上地盤改良工 参考資料－２ 陸上継足式 深層混合処理杭 P3-11-(9)			歩掛削除

参考資料－２　陸上継足式深層混合処理杭

１．総　則

１－１　適用範囲

本項は、粘性土、砂質土、シルトおよび有機質土等の軟弱地盤を対象として行うセメント及び石灰による深層混合処理工の陸上施工（セメントスラリー方式）のうち、継足施工に適用する。継足施工とは、通常の深層混合処理工法におけるφ1,000㎜×2軸施工機で高度制限等がある場合、施工中に撹拌軸を継足す方式である。ただし、変位低減型（排土式）を除く。

１－２　標準的な積算手順

「参考資料－１　陸上深層混合処理杭、１－２　標準的な積算手順」を適用する。

１－３　数量計算等

１－３－１　集計数位

種別(ﾚﾍﾞﾙ3)	細別(ﾚﾍﾞﾙ4)	内　容	単位	数　位	摘　要
固　化　工	継足式深層混合処理杭	継足式深層混合処理杭打設	本	１位止を原則とする。	四捨五入
		ｽﾗﾘﾌﾟﾗﾝﾄ現場内移設	回		

１－３－２　材料割増率

種別(ﾚﾍﾞﾙ3)	細別(ﾚﾍﾞﾙ4)	材　料	割　増　率	摘　要
固　化　工	継足式深層混合処理杭	改良材(ｾﾒﾝﾄ・石灰系)	15%	

注）上記により難い場合は、別途考慮する。

１－３－３　処理杭本数の算出

「参考資料－１　陸上深層混合処理杭、１－３－３　処理杭本数の算出」を適用する。

１－３－４　測線・測点間隔

「参考資料－１　陸上深層混合処理杭、１－３－４　測線・測点間隔」を適用する。

２．継足式深層混合処理杭

深層混合処理杭に含まれる代価表は、下表のとおりである。

種別(レベル3)	細別(レベル4)	積算要素(レベル6)	
固　化　工	継足式深層混合処理杭	継足式深層混合処理杭打設	継足式深層混合処理杭打設 １日（　　本）当り
		ｽﾗﾘﾌﾟﾗﾝﾄ現場内移設	ｽﾗﾘﾌﾟﾗﾝﾄ現場内移設 １回当り

２－１　施工フロー

「参考資料－１　陸上深層混合処理杭、２－１　施工フロー」を適用する。

２－２　代価表作成手順

「参考資料－１　陸上深層混合処理杭、２－２　代価表作成手順」を適用する。

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
11節 陸上地盤改良工 参考資料－２ 陸上継足式深層混合処理杭 P3-11-(10)			歩掛削除

２－３　作業機械構成

機　種	規　格	単位	数　量 二　軸　施　工 φ1,000mm		
			打設長（L） 20m 以下	打設長（L） 30m以下	打設長（L） 40m以下
深層混合処理機	二軸施工 55～60kW×2	台	1	―	―
〃	〃　75～90kW×2	〃	―	1	―
継足式	〃　90kW×2	〃	―	―	1
スラリプラント	20m³／h	〃	1	1	1

注）1.深層混合処理機には、施工管理計、システム管理計を含む。
　　2.スラリプラントには、スクリュコンベア、セメントサイロ、水槽、水中ポンプ、アジテータ、グラウトポンプ及びスラリプラント制御盤を含む。

施工図

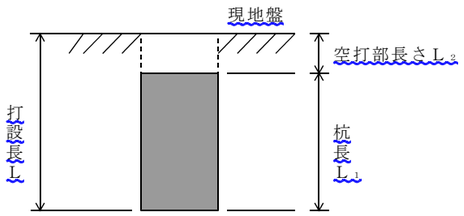

２－４　施工歩掛

１）作業能力

１日当り打設本数は、次式による。

$$N = \frac{60 \times T}{t} \times E_1 \times E_2 \times E_3 \text{（小数３位四捨五入）}$$

Ｎ：１日当り打設本数（本／日）
Ｔ：深層混合処理機の標準運転時間（h／日）
ｔ：改良杭１本当り打設時間（分／本）（小数１位四捨五入）

$$t = 2.2 \times L + 17.0 + t_w \times n$$

Ｌ：現地盤から改良杭下端までの打設長（m）
t_w：継足施工による撹拌軸継替時間（50分）
ｎ：継足回数
E_1：平面形状区分能力係数
E_2：平均Ｎ値区分能力係数
E_3：施工規模区分能力係数

２）能力係数等

（1）平面形状区分能力係数（E_1）

能力係数		普　通	悪　い	摘　要
E_1	平面形状区分	1.00	0.95	

補足表　　平面形状区分の適用明細

平面形状区分	平面形状区分の適用明細
普　通	「悪い」に該当しない場合
悪　い	施工場所が細長いなど機械移動に支障が生じる場合や既設構造物等の近接施工となる工事

掲載頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
11節 陸上地盤改良工 参考資料－２ 陸上継足式 深層混合処理杭 P3-11-(11)	(2) 平均Ｎ値区分能力係数（E_2）		歩掛削除

能力係数			平均Ｎ値範囲			摘要
E_2	平均Ｎ値区分	粘性土	N≦4	4＜N≦6	6＜N≦8	
			1.00	0.95	0.90	
		砂質層	N≦6	6＜N≦10	10＜N≦15	
			1.00	0.95	0.90	

注）1.平均Ｎ値が上表の最大値以上の場合、補助工法を考慮する。ただし、補助工法を併用する場合のE_2は1.00とする。
2.中間層に砂レキ層が存在する場合は、能力係数を低減することができる。

(3) 施工規模区分係数（E_3）

能力係数		改良面積		摘要
		500m²以上	500m²未満	
E_3	施工規模区分	1.00	0.95	

注）改良面積とは、杭間を含んだ各改良率全体のエリアを対象とする。

3）改良材使用量
改良材は、セメント系、石灰系を標準とし、現場条件により決定する。
なお、使用量は次式による。

$V = N \times v \times L_1 \times (1 + K)$

V　：１日当りの改良材使用量（t／日）
N　：１日当り打設本数（本／日）
v　：杭長１ｍ当り改良材使用量（t／m）
L_1　：杭長（m）
K　：割増係数（0.15）

4）代価表
継足式深層混合処理杭打設　１日（　　本）当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
改良材		t		割増しを含む
深層混合処理機		日	1	
スラリプラント		〃	1	
世話役		人	1	
特殊作業員		〃	3	
普通作業員		〃	1	
雑材料		%	26	

注）1.労務には、スラリプラントの管理運転労務を含む。
2.雑材料は、発動発電機の損料、足場材（敷鉄板）賃料及び設置・撤去・移設、改良後の整地に要する費用であり、労務費、機械の運転経費の合計額に率を乗じて計上する。
3.特許を有する工法の場合もあるので、特許工法を指定する場合は特許料を計上する。

２－５　スラリプラント現場内移設歩掛
「参考資料－１　陸上深層混合処理杭、２－５　スラリプラント現場内移設歩掛」を適用する。

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
11節 陸上地盤改良工 参考資料－３ ペーパードレーン（液状化対策） P3-11-(12)	**参考資料－３　ペーパードレーン（液状化対策）** **１．総　則** **１－１　適用範囲** 本項は、陸上で行う漁港漁場関係構造物のペーパードレーンによる液状化対策工事の施工に適用する。	**参考資料－２　ペーパードレーン（液状化対策）** **１．総　則** **１－１　適用範囲** 本項は、陸上で行う漁港漁場関係構造物のペーパードレーンによる液状化対策工事の施工に適用する。	参考資料-2　陸上継足式深層混合処理杭歩掛削除に伴う項番の変更
11節 陸上地盤改良工 参考資料－４ グラベルドレーン P3-11-(16)	**参考資料－４　グラベルドレーン** **１．総則** **１－１　適用範囲** 本項は、陸上で行う漁港漁場関係構造物のグラベルドレーン（標準式、締固め式）による液状化対策工事の施工に適用する。	**参考資料－３　グラベルドレーン** **１．総則** **１－１　適用範囲** 本項は、陸上で行う漁港漁場関係構造物のグラベルドレーン（標準式、締固め式）による液状化対策工事の施工に適用する。	参考資料-2　陸上継足式深層混合処理杭歩掛削除に伴う項番の変更
11節 陸上地盤改良工 参考資料－５ ロッド コンパクション P3-11-(22)	**参考資料－５　ロッドコンパクション** **１．総則** **１－１　適用範囲** 本項は、陸上で行う漁港漁場関係構造物のロッドコンパクション(振動棒締固め工法)による液状化対策工事の施工に適用する。なお、吸水型振動棒締固め工法を除く。	**参考資料－４　ロッドコンパクション** **１．総則** **１－１　適用範囲** 本項は、陸上で行う漁港漁場関係構造物のロッドコンパクション(振動棒締固め工法)による液状化対策工事の施工に適用する。なお、吸水型振動棒締固め工法を除く。	参考資料-2　陸上継足式深層混合処理杭歩掛削除に伴う項番の変更
11節 陸上地盤改良工 参考資料－６ 事前混合処理 P3-11-(28)	**参考資料－６　事前混合処理** **１．総則** **１－１　適用範囲** 本項は、陸上プラント設備による事前混合処理のうちベルトコンベヤ乗継ぎ混合によるドライ方式の工事のみに適用するものとし、機械の実態を確認した上で適用する。なお、回転式破砕混合方式等の他の方式については、適用範囲対象外とする。	**参考資料－５　事前混合処理** **１．総則** **１－１　適用範囲** 本項は、陸上プラント設備による事前混合処理のうちベルトコンベヤ乗継ぎ混合によるドライ方式の工事のみに適用するものとし、機械の実態を確認した上で適用する。なお、回転式破砕混合方式等の他の方式については、適用範囲対象外とする。	参考資料-2　陸上継足式深層混合処理杭歩掛削除に伴う項番の変更

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第4章 市場単価等 P4-1-2	下記「現行（令和６年度）」の表	下記「改定（令和７年度）」の表	一覧表の見直し

現行（令和６年度）

４．市場単価により積算を行う工種

本積算基準における市場単価は下記の○印の工種を対象とし、これ以外の工種については適用できない。

市場単価適用工種一覧（その１）

項　目	コンクリート工											裏込工		陸上地盤改良工	
	底面工	マット工	支保工	足場工	鉄筋工	吊鉄筋工	型枠工	コンクリート打設工	伸縮目地工	止水板工	上蓋工	防砂目地板取付工	防砂シート敷設	SDI	SCPI
3節　基　礎　工															
・基礎ﾌﾞﾛｯｸ製作	○				○	○	○	○							
4節　本　体　工															
4.1 ケーソン式															
・ｹｰｿﾝ製作	○	○	○	○	○	○	○	○							
・ｹｰｿﾝ進水据付工										○	○				
・蓋ｺﾝｸﾘｰﾄ								○							
・蓋ﾌﾞﾛｯｸ製作	○				○	○	○	○							
4.2 ブロック式															
・方塊製作	○			○	○	○	○	○							
・ｾﾙﾗｰﾌﾞﾛｯｸ製作	○			○	○	○	○	○							
・Ｌ型ﾌﾞﾛｯｸ製作	○			○	○	○	○	○							
・蓋ｺﾝｸﾘｰﾄ								○							
・蓋ﾌﾞﾛｯｸ製作	○				○	○	○	○							
・張りﾌﾞﾛｯｸ等製作	○				○	○	○	○							
4.3　場 所 打 式															
・場所打ｺﾝｸﾘｰﾄ				○	○		○	○	○						
・水中ｺﾝｸﾘｰﾄ				○											
・中間止壁							○	○	○						
4.5　鋼 矢 板 式															
・鋼矢板切断															
4.6　鋼　杭　式															
・鋼杭切断															
5節　被覆・根固工															
・根固ﾌﾞﾛｯｸ製作	○			○	○	○	○	○							
6節　上　部　工															
・上部ｺﾝｸﾘｰﾄ(重力・鋼矢板式)			○	○	○		○	○	○						
・上部ｺﾝｸﾘｰﾄ(桟　橋　式)					○			○	○						
・現場鋼材溶接															
7節　付　属　工															
・係船柱基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ								○							
・係船柱取付															
・防舷材取付															
・車止・縁金物取付															
・電気防食取付															
8節　消　波　工															
・異形ﾌﾞﾛｯｸ製作					○※1	○※1	○	○	※1鉄筋工は「土木工事・鉄筋工(一般構造物)」を適用する						
9節　裏込・裏埋工															
・防砂目地板取付												○			
・防砂シート敷設													○		
11節　陸上地盤改良工															
・ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ工														○	
・ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ工															○
14節　維持補修工															
・維持塗装工															
・下地処理工															
・ペトロラタム被覆															
15節　魚礁工															
・単体魚礁製作工					○※1	○※1									
17節　構造物撤去工															
・ｺﾝｸﾘｰﾄ取壊し															
・係船柱撤去															
・防舷材撤去															
・車止撤去															
19節　雑　　　工															
・現場鋼材溶接・切断工															
・清掃工															
共通仮設費															
4節 事業損失防止施設費															
・汚濁防止膜設置・撤去・移設工															
・汚濁防止枠設置撤去工															
5節 安　全　費															
・灯浮標設置撤去															

改定（令和７年度）

４．市場単価により積算を行う工種

本積算基準における市場単価は下記の○印の工種を対象とし、これ以外の工種については適用できない。

市場単価適用工種一覧（その１）

項　目	底面工	マット工	支保工	足場工		鉄筋工	吊鉄筋工	型枠工	コンクリート打設工	止水板工	上蓋工	異形ブロック製作工		伸縮目地工	係船柱取付工	防舷材取付工
				枠組足場	内足場							型枠工	コンクリート打設工			
3節　基　礎　工																
・基礎ﾌﾞﾛｯｸ製作	○			○		○	○	○	○							
4節　本　体　工																
4.1 ケーソン式																
・ｹｰｿﾝ製作	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
・ｹｰｿﾝ進水据付工										○	○					
・蓋ｺﾝｸﾘｰﾄ									○							
・蓋ﾌﾞﾛｯｸ製作	○					○	○	○	○							
4.2 ブロック式							※1鉄筋工、吊鉄筋工は「土木工事市場単価・鉄筋工(一般構造物)」を適用する。									
・方塊製作	○			○		○	○	○	○							
・ｾﾙﾗｰﾌﾞﾛｯｸ製作	○			○	○	○	○	○	○							
・Ｌ型ﾌﾞﾛｯｸ製作	○			○		○	○	○	○							
・蓋ｺﾝｸﾘｰﾄ									○							
・蓋ﾌﾞﾛｯｸ製作	○					○	○	○	○							
・直立消波ﾌﾞﾛｯｸ製作						○※1	○※1					○	○			
・張りﾌﾞﾛｯｸ等製作	○					○	○	○	○							
4.3　場 所 打 式																
・場所打ｺﾝｸﾘｰﾄ				○		○		○	○					○		
・水中ｺﾝｸﾘｰﾄ				○												
・中間止壁								○	○					○		
4.4　捨石式・捨ﾌﾞﾛｯｸ製作							※1鉄筋工、吊鉄筋工は「土木工事市場単価・鉄筋工(一般構造物)」を適用する。									
・捨ﾌﾞﾛｯｸ製作						○※1	○※1					○	○			
4.5　鋼 矢 板 式																
・鋼矢板切断																
4.6　鋼　杭　式																
・鋼杭切断																
5節　被覆・根固工							※1鉄筋工、吊鉄筋工は「土木工事市場単価・鉄筋工(一般構造物)」を適用する。									
・被覆ﾌﾞﾛｯｸ製作						○※1	○※1					○	○			
・根固ﾌﾞﾛｯｸ製作	○			○		○	○	○	○							
6節　上　部　工																
・上部ｺﾝｸﾘｰﾄ(重力・鋼矢板式)			○	○		○		○	○					○		
・上部ｺﾝｸﾘｰﾄ(桟橋式)						○			○					○		
・現場鋼材溶接																
7節　付　属　工																
・係船柱基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ									○							
・係船柱・架台取付															○	
・埋込栓・防舷材・梯子取付																○
・車止・縁金物取付・塗装																
・取付金具製作・取付、陽極・電位測定装置取付																
8節　消　波　工							※1鉄筋工、吊鉄筋工は「土木工事市場単価・鉄筋工(一般構造物)」を適用する。									
・異形ﾌﾞﾛｯｸ製作						○※1	○※1					○	○			
9節　裏込・裏埋工																
・防砂目地板取付																
・防砂シート敷設																
11節　陸上地盤改良工																
・ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ																
・ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ																
14節　維持補修工																
・係船柱・車止・縁金物塗替																
・取付金具製作・取付、陽極取付																
・下地処理(かき落とし)																
・ペトロラタム被覆																
15節　魚礁工							※1鉄筋工、吊鉄筋工は「土木工事市場単価・鉄筋工(一般構造物)」を適用する。									
・単体魚礁製作						○※1	○※1									
17節　構造物撤去工																
・構造物取壊し																
・係船柱撤去																
・防舷材撤去																
・車止撤去																
19節　雑　　　工																
・現場鋼材溶接・切断																
・清掃																
共通仮設費																
4節　事業損失防止施設費																
・汚濁防止膜設置・撤去・移設																
・汚濁防止枠設置・撤去																
5節　安　全　費																
・灯浮標設置撤去																

掲載頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第4章 市場単価等 P4-1-3	市場単価適用工種一覧（その２）（下表）	市場単価適用工種一覧（その２）（下表）	一覧表の見直し

現行（令和６年度）　市場単価適用工種一覧（その２）

項目	付属工					維持補修工		雑工				事業損失防止施設費	安全費	摘要
	係船柱取付	防舷材取付	車止・縁金物取付	電気防食取付	塗装工	維持塗装工	ペトロラタム被覆	構造物とりこわし工	係船柱・防舷材・車止撤去	現場鋼材溶接工 現場鋼材切断工	かき落とし工	汚濁防止膜設置撤去移設 汚濁防止枠設置撤去	灯浮標設置撤去	
３節　基礎工														
・基礎ブロック製作														
４節　本体工														
4.1 ケーソン式														
・ケーソン製作														
・ケーソン進水据付工														
・蓋コンクリート														
・蓋ブロック製作														
4.2 ブロック式														
・方塊製作														
・セルラーブロック製作														
・Ｌ型ブロック製作														
・蓋コンクリート														
・蓋ブロック製作														
・張りブロック等製作														
4.3 場所打式														
・場所打コンクリート														
・水中コンクリート														
・中間止壁														
4.5 鋼矢板式														
・鋼矢板切断										○				
4.6 鋼杭式														
・鋼杭切断										○				
５節　被覆・根固工														
・根固ブロック製作														
６節　上部工														
・上部コンクリート(重力・鋼矢板式)														
・上部コンクリート(桟橋式)														
・現場鋼材溶接										○				
７節　付属工														
・係船柱基礎コンクリート														
・係船柱取付	○				○									
・防舷材取付		○												
・車止・縁金物取付			○		○									
・電気防食取付				○										
８節　消波工														
・異形ブロック製作														
９節　裏込・裏埋工														
・防砂目地板取付														
・防砂シート敷設														
11節　陸上地盤改良工														
・サンドドレーン工														
・サンドコンパクションパイル工														
14節　維持補修工														
・維持塗装工						○								
・下地処理工											○			
・ペトロラタム被覆							○							
15節　魚礁工														
・単体魚礁製作工														
17節　構造物撤去工														
・コンクリート取壊し	※2構造物とりこわし工は「土木工事標準単価」による							○※2						
・係船柱撤去									○					
・防舷材撤去									○					
・車止撤去									○					
19節　雑工														
・現場鋼材溶接・切断工										○				
・清掃工											○			
共通仮設費														
4節 事業損失防止施設費														
・汚濁防止膜設置・撤去・移設工												○		
・汚濁防止枠設置撤去工												○		
５節　安全費														
・灯浮標設置撤去													○	

改定（令和７年度）　市場単価適用工種一覧（その２）

項目	車止・縁金物取付工	係船柱・防舷材・車止撤去	電気防食工	防砂目地工	防砂吸出し防止工	港湾構造物塗装工	ペトロラタム被覆工	現場鋼材溶接工	現場鋼材切断工	かき落とし工	汚濁防止膜工	汚濁防止枠工	灯浮標設置撤去工	サンドドレーン工	サンドコンパクションパイル工	構造物とりこわし工
３節　基礎工																
・基礎ブロック製作																
４節　本体工																
4.1 ケーソン式																
・ケーソン製作																
・ケーソン進水据付工																
・蓋コンクリート																
・蓋ブロック製作																
4.2 ブロック式																
・方塊製作																
・セルラーブロック製作																
・Ｌ型ブロック製作																
・蓋コンクリート																
・蓋ブロック製作																
・直立消波ブロック製作																
・張りブロック等製作																
4.3 場所打式																
・場所打コンクリート																
・水中コンクリート																
・中間止壁																
4.4 捨石式・捨ブロック製作																
・捨ブロック製作																
4.5 鋼矢板式																
・鋼矢板切断									○							
4.6 鋼杭式																
・鋼杭切断									○							
５節　被覆・根固工																
・被覆ブロック製作																
・根固ブロック製作																
６節　上部工																
・上部コンクリート(重力・鋼矢板式)																
・上部コンクリート(桟橋式)																
・現場鋼材溶接								○								
７節　付属工																
・係船柱基礎コンクリート																
・係船柱・架台取付						○										
・埋込栓・防舷材・梯子取付																
・車止・縁金物取付・塗装	○					○										
・取付金具製作・取付、陽極・電位測定装置取付			○													
８節　消波工																
・異形ブロック製作																
９節　裏込・裏埋工																
・防砂目地板取付				○												
・防砂シート敷設					○											
11節　陸上地盤改良工	※2サンドドレーン工、サンドコンパクションパイル工は「土木工事市場単価・軟弱地盤処理工」による。															
・サンドドレーン														○※2		
・サンドコンパクションパイル															○※2	
14節　維持補修工																
・係船柱・車止・縁金物塗替						○										
・取付金具製作・取付、陽極取付			○													
・下地処理(かき落とし)										○						
・ペトロラタム被覆							○			○						
15節　魚礁工																
・単体魚礁製作																
17節　構造物撤去工	※3構造物とりこわし工は「土木工事標準単価」による。															
・構造物取壊し																○※3
・係船柱撤去		○														
・防舷材撤去		○														
・車止撤去		○														
19節　雑工																
・現場鋼材溶接・切断								○	○							
・清掃										○						
共通仮設費																
４節　事業損失防止施設費																
・汚濁防止膜設置・撤去・移設											○					
・汚濁防止枠設置・撤去												○				
５節　安全費																
・灯浮標設置撤去													○			

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（令和６年度）</th><th>改定（令和７年度）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>第5章 間接工事費
の施工歩掛
1節 回航・えい航費
P5-1-4</td><td>２－２－３　回航距離の算出
出発港から到着港までの回航距離は、海上保安庁海洋情報部編集の「距離表」または(社)日本海運集会所発行「内航距離表」により算出することを原則とする。</td><td>２－２－３　回航距離の算出
出発港から到着港までの回航距離は、海上保安庁海洋情報部編集の「距離表」、(社)日本海運集会所発行の「内航距離表」または海上保安庁海洋情報部発行の「海図」により算出することを原則とする。</td><td>「海図」を追加</td></tr>
<tr><td>1節 回航・えい航費
P5-1-15</td><td>３－２－３　えい航距離の算出
えい航距離は、海上保安庁海洋情報部発行の「海図」により算出することを原則とする。</td><td>３－２－３　えい航距離の算出
えい航距離は、海上保安庁海洋情報部編集の「距離表」、(社)日本海運集会所発行の「内航距離表」または海上保安庁海洋情報部発行の「海図」により算出することを原則とする。</td><td>「距離表」「内航距離表」を追加</td></tr>
<tr><td>1節 回航・えい航費
P5-1-16</td><td>えい航用引船と被えい航船舶の組合せ表
注）1.土運船、台船については、引船1隻で2隻までえい航できる。
2.土運船をえい航する引船規格については、土運船運搬時の作業船の組合せを原則とする。
3.上記組合せ表にない大型船舶のえい航用引船規格は、現場条件を考慮して決定する。
4.被えい航船舶等の規格範囲の表示がないものについては（まで）と読み取るものとする。
5.起重機船（固定）の3,000t吊を超え3,700t吊までは、引船4,000PS型と4,000PS型の2隻引きとする。</td><td>えい航用引船と被えい航船舶の組合せ表
注）1.土運船、台船については、引船1隻で2隻までえい航できる。
2.上記組合せ表にない大型船舶のえい航用引船規格は、現場条件を考慮して決定する。
3.被えい航船舶等の規格範囲の表示がないものについては（まで）と読み取るものとする。
4.起重機船（固定）の3,000t吊を超え3,700t吊までは、引船4,000PS型と4,000PS型の2隻引きとする。</td><td>記載を削除</td></tr>
<tr><td>2節 運搬費
P5-2-2</td><td>２－２　施工フロー
 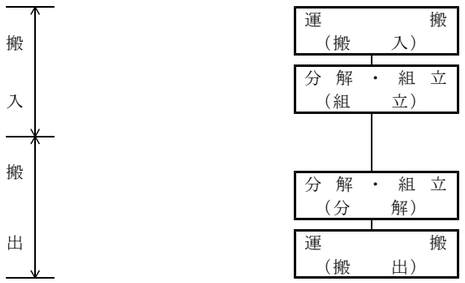

２－３　施工方式
２－３－１　建設機械の運搬方式
本項を適用する建設機械の運搬は、以下の方式による。
１）運搬（分解・組立＋運搬）
２－３－２　運搬方式の選定
１）運搬方式の選定手順
・機械質量 → 運搬費計上の検討 →・機械質量20t以上の場合 積上げ計算を適用
↓
・機種、規格 → 運搬費の算定 →・運搬 (分解・組立＋運搬)</td><td>２－２　施工フロー
 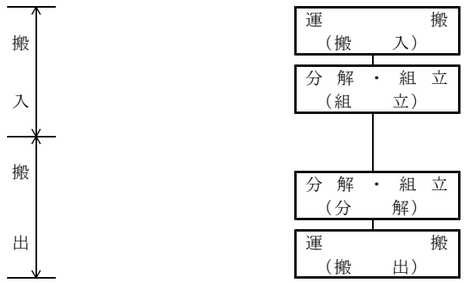

２－３　施工方式
２－３－１　建設機械の運搬方式
本項を適用する建設機械の運搬は、以下の方式による。
１）運搬（分解・組立＋運搬）
２－３－２　運搬方式の選定
１）運搬方式の選定手順
・機械質量 → 運搬費計上の検討 →・機械質量20t以上の場合 積上げ計算を適用
↓
・機種、規格 → 運搬費の算定 →・運搬 (分解・組立＋運搬(往復)) (分解または組立＋運搬(片道))</td><td>記載を追加</td></tr>
<tr><td>5節 安全費
P5-5-4</td><td>３－２－２　施工歩掛
１）代価表
(1) 安全監視船　１式当り
<table>
<tr><th>名　称</th><th>形状寸法</th><th>単位</th><th>数　量</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td>安全監視船</td><td>FRPD 180PS型</td><td>日</td><td></td><td>就業　H</td></tr>
<tr><td>安全監視船</td><td>FRPD 260PS型</td><td>日</td><td></td><td>就業　H</td></tr>
<tr><td>国際VHF装備</td><td></td><td>日</td><td></td><td>損料</td></tr>
<tr><td>雑　材　料</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
注）1.安全監視船の規格は180PS型を標準とし、国際VHF装備使用の場合は260PS型を標準とする。
2.安全監視船の規格は、現場条件により他規格を使用できる。
3.安全監視船の就業時間は、監視対象船舶の就業時間と同一を標準とする。
なお、これにより難い場合は現場状況等により別途考慮することができる。
4.国際VHF装備損料＝供用1日当り損料×α（供用係数）</td><td>３－２－２　施工歩掛
１）代価表
(1) 安全監視船　１式当り
<table>
<tr><th>名　称</th><th>形状寸法</th><th>単位</th><th>数　量</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td>安全監視船</td><td>FRPD 180PS型</td><td>日</td><td></td><td>就業　H</td></tr>
<tr><td>安全監視船</td><td>FRPD 260PS型</td><td>日</td><td></td><td>就業　H</td></tr>
<tr><td>国際VHF装備</td><td></td><td>日</td><td></td><td>損料</td></tr>
<tr><td>雑　材　料</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
注）1.安全監視船の規格は180PS型を標準とし、国際VHF装備使用の場合は260PS型を標準とする。
2.安全監視船の規格は、現場条件により他規格を使用できる。
3.安全監視船の就業時間は、監視対象船舶の就業時間と同一を標準とする。
なお、これにより難い場合は現場状況等により別途考慮することができる。
4.国際VHF装備損料＝供用1日当り損料×α（供用係数）（銭止め、切り捨て）</td><td>端数処理を追加</td></tr>
</table>

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準 第1編 設計等業務 P1-1-4	1）設計業務 ②設計主任技師 定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し、最重要部分を担当する。 なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。 定型業務　・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務 ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務 ・設計条件、計画諸元の設定等が容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく左右されない業務 非定型業務　・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務 ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務 ・文化性、芸術性が特に重視される業務 ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務 ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務 ・計画から設計まで一貫した業務 2）測量業務 ②測量技師 測量士で測量上級主任技師又は測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。 3）土質調査業務 ①地質調査技師 高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で現場責任者、現場代理人等をいう。 ②主任地質調査員 高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験機等の操作および観測、測定等を行う技術者をいう。 ③地質調査員 ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行うもの。	1）設計業務 ②主任技師 定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し、最重要部分を担当する。 なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。 定型業務　・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務 ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務 ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務 非定型業務　・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務 ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務 ・文化性、芸術性が特に重視される業務 ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務 ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務 ・計画から設計まで一貫した業務 2）測量業務 ②測量技師 測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。 3）土質調査業務 ①地質調査技師 ボーリング作業の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。 ②主任地質調査員 ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験機等の操作および観測、測定等を行う技術者をいう。 ③地質調査員 ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。	記載を修正
第1編 設計等業務 P1-(24)	**補足資料－１　設計業務等** **１．職種の定義** 本項は設計業務等の各職種の経歴の目安を示したものである。 １）設計業務 ②設計主任技師 業務の計画、構造計算並びに報告書の作成照査の業務の処理に従事し、大学卒18年相当の経歴者。 ③技師（Ａ） 設計主任技師の下にあって業務の計画、構造計算、報告書の作成、照査の処理に従事し、大学卒13年相当の経歴者。	**補足資料－１　設計業務等** **１．職種の定義** 本項は設計業務等の各職種の経歴の目安を示したものである。 １）設計業務 ②主任技師 業務の計画、構造計算並びに報告書の作成照査の業務の処理に従事し、大学卒18年相当の経歴者。 ③技師（Ａ） 主任技師の下にあって業務の計画、構造計算、報告書の作成、照査の処理に従事し、大学卒13年相当の経歴者。	記載を修正

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第2編 測量・調査等業務 2編 1節測量業務 P2-1-4	**２－４　諸経費** 測量作業費に係る諸経費は、別表第１により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く） に乗じて得た額とする。 **別表第１** 直接測量費 ／ ５０万円以下 ／ ５０万円を超え１億円以下 ／ １億円を超えるもの 適　用　区　分　等 ／ 下記の率とする。 ／ 算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。 ／ 下記の率とする。 A ／ b 率または変数値 ／ 91.2% ／ 371.23 ／ -0.107 ／ 51.7% 対象額が５０万円を超え１億円以下の場合の算定式 $Z = A \cdot X^{b}$ ただし、　Ｚ：諸経費率（単位：％） Ｘ：直接測量費（単位：円） Ａ、ｂ：変数値 注）諸経費率（Ｚ）の値は、小数２位を四捨五入して小数１位止めとする。	**２－４　諸経費** 測量作業費に係る諸経費は、別表第１により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求めた諸経費率を当該直接測量費（成果検定費を除く） に乗じて得た額とする。 **別表第１** 直接測量費 ／ ５０万円以下 ／ ５０万円を超え１億円以下 ／ １億円を超えるもの 適　用　区　分　等 ／ 下記の率とする。 ／ 算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。 ／ 下記の率とする。 A ／ b 率または変数値 ／ 95.8% ／ 288.50 ／ -0.084 ／ 61.4% 対象額が５０万円を超え１億円以下の場合の算定式 $Z = A \cdot X^{b}$ ただし、　Ｚ：諸経費率（単位：％） Ｘ：直接測量費（単位：円） Ａ、ｂ：変数値 注）諸経費率（Ｚ）の値は、小数２位を四捨五入して小数１位止めとする。	諸経費率を改定

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第2編 測量・調査等業務 目次-3	２節　水域環境調査業務 １．積算の通則 ---------- 2-2- 1 １－１　適用範囲 ---------- 2-2- 1 １－２　積算価格の構成 ---------- 2-2- 1 ２．積算価格の内訳 ---------- 2-2- 1 ３．流況調査 ３－１　総　則 ３－１－１　適用範囲 ---------- 2-2- 1 ３－１－２　積算ツリー ---------- 2-2- 1 ３－１－３　調査フロー ---------- 2-2- 2 ３－１－４　数量計算等 ---------- 2-2- 2 ３－２　調査準備 ３－２－１　調査準備 ---------- 2-2- 3 ３－２－２　機材運搬 ---------- 2-2- 3 ３－３　位置測量 ３－３－１　踏　　査 ---------- 2-2- 3 ３－３－２　設　　標 ---------- 2-2- 3 ３－３－３　位置測量 ---------- 2-2- 4 ３－３－４　主要基準点設置 ---------- 2-2- 5 ３－３－５　補助基準点設置 ---------- 2-2- 5 ３－４　流況観測 ３－４－１　流速計作動点検 ---------- 2-2- 5 ３－４－２　流速計設置 ---------- 2-2- 6 ３－４－３　流速計点検 ---------- 2-2- 7 ３－４－４　流速計撤去 ---------- 2-2- 8 ３－４－５　観測器具損料 ---------- 2-2- 8 ３－５　解　　析 ３－５－１　記録解析 ---------- 2-2- 9 ３－６　成　　果 ３－６－１　報告書作成 ---------- 2-2- 9 ３－６－２　業務成果品 ---------- 2-2- 9 ３－７　旅　　費 ---------- 2-2- 9 ４．水質・底質調査 ４－１　総　則 ４－１－１　適用範囲 ---------- 2-2-10 ４－１－２　積算ツリー ---------- 2-2-10 ４－１－３　調査フロー ---------- 2-2-11 ４－１－４　数量計算等 ---------- 2-2-12 ４－２　調査準備 ４－２－１　調査準備 ---------- 2-2-12 ４－２－２　機材運搬 ---------- 2-2-12 ４－３　位置測量 ４－３－１　踏　　査 ---------- 2-2-12 ４－３－２　設　　標 ---------- 2-2-12 ４－３－３　位置測量 ---------- 2-2-13 ４－３－４　主要基準点設置 ---------- 2-2-14 ４－３－５　補助基準点設置 ---------- 2-2-14 ４－４　水質調査 ４－４－１　採　　水 ---------- 2-2-15 ４－４－２　試料運搬 ---------- 2-2-16 ４－５　底質調査 ４－５－１　採　　泥 ---------- 2-2-17 ４－５－２　試料運搬 ---------- 2-2-18	２節　水域環境調査業務 １．積算の通則 ---------- 2-2- 1 １－１　適用範囲 ---------- 2-2- 1 １－２　積算価格の構成 ---------- 2-2- 1 ２．積算価格の内訳 ---------- 2-2- 1 ３．流況調査 ３－１　総　則 ３－１－１　適用範囲 ---------- 2-2- 1 ３－１－２　積算ツリー ---------- 2-2- 1 ３－１－３　調査フロー ---------- 2-2- 2 ３－１－４　数量計算等 ---------- 2-2- 3 ３－２　調査準備 ３－２－１　調査準備 ---------- 2-2- 3 ３－２－２　機材運搬 ---------- 2-2- 3 ３－３　位置測量 ３－３－１　踏　　査 ---------- 2-2- 3 ３－３－２　設　　標 ---------- 2-2- 3 ３－３－３　位置測量 ---------- 2-2- 4 ３－３－４　主要基準点設置 ---------- 2-2- 5 ３－３－５　補助基準点設置 ---------- 2-2- 5 ３－４　流況観測 ３－４－１　流速計作動点検 ---------- 2-2- 5 ３－４－２　流速計設置 ---------- 2-2- 6 ３－４－３　流速計点検 ---------- 2-2- 7 ３－４－４　流速計撤去 ---------- 2-2- 8 ３－４－５　観測器具損料 ---------- 2-2- 8 ３－５　解　　析 ３－５－１　記録解析 ---------- 2-2- 9 ３－６　成　　果 ３－６－１　報告書作成 ---------- 2-2- 9 ３－６－２　業務成果品 ---------- 2-2- 9 ３－７　協議・報告 ３－７－１　事前協議 ---------- 2-2-10 ３－７－２　中間報告 ---------- 2-2-10 ３－７－３　最終報告 ---------- 2-2-10 ３－８　旅　　費 ---------- 2-2-10 ４．水質・底質調査 ４－１　総　則 ４－１－１　適用範囲 ---------- 2-2-11 ４－１－２　積算ツリー ---------- 2-2-11 ４－１－３　調査フロー ---------- 2-2-12 ４－１－４　数量計算等 ---------- 2-2-13 ４－２　調査準備 ４－２－１　調査準備 ---------- 2-2-13 ４－２－２　機材運搬 ---------- 2-2-13 ４－３　位置測量 ４－３－１　踏　　査 ---------- 2-2-13 ４－３－２　設　　標 ---------- 2-2-13 ４－３－３　位置測量 ---------- 2-2-14 ４－３－４　主要基準点設置 ---------- 2-2-15 ４－３－５　補助基準点設置 ---------- 2-2-15 ４－４　水質調査 ４－４－１　採　　水 ---------- 2-2-16 ４－４－２　試料運搬 ---------- 2-2-17 ４－５　底質調査 ４－５－１　採　　泥 ---------- 2-2-18 ４－５－２　試料運搬 ---------- 2-2-19	追加 （以降頁番号修正）
第2編 測量・調査等業務 目次-4	４－６　分　　析 ４－６－１　分析試験 ---------- 2-2-18 ４－７　成　　果 ４－７－１　報告書作成 ---------- 2-2-18 ４－７－２　業務成果品 ---------- 2-2-18 ４－８　協議・報告 ４－８－１　事前協議 ---------- 2-2-19 ４－８－２　中間報告 ---------- 2-2-19 ４－８－３　最終報告 ---------- 2-2-19 ４－９　旅　　費 ---------- 2-2-19	４－６　分　　析 ４－６－１　分析試験 ---------- 2-2-19 ４－７　成　　果 ４－７－１　報告書作成 ---------- 2-2-19 ４－７－２　業務成果品 ---------- 2-2-19 ４－８　協議・報告 ４－８－１　事前協議 ---------- 2-2-20 ４－８－２　中間報告 ---------- 2-2-20 ４－８－３　最終報告 ---------- 2-2-20 ４－９　旅　　費 ---------- 2-2-20	

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第2編 測量・調査等業務 2節 水域環境調査業務(流況調査) P2-2-1	３－１－２　積算ツリー 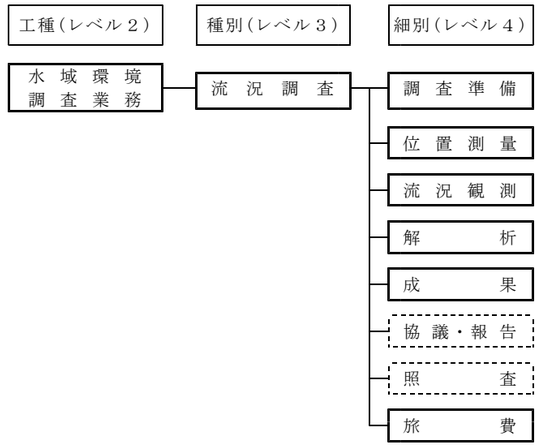 注）　：本節で取扱う調査歩掛 ：調査条件を勘案し別途積算する調査歩掛（未制定歩掛）	３－１－２　積算ツリー 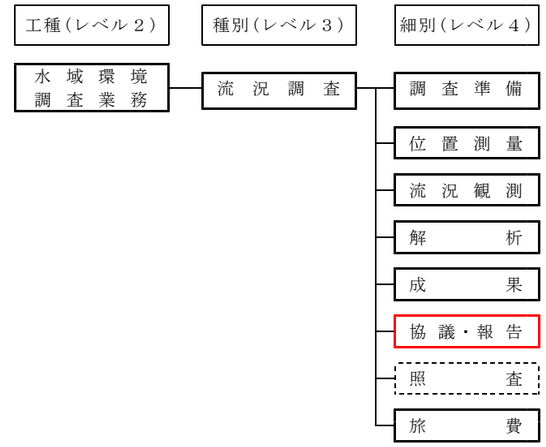 注）　：本節で取扱う調査歩掛 ：調査条件を勘案し別途積算する調査歩掛（未制定歩掛）	歩掛追加に伴う修正
2節 水域環境調査業務(流況調査) P2-2-2	３－１－３　調査フロー 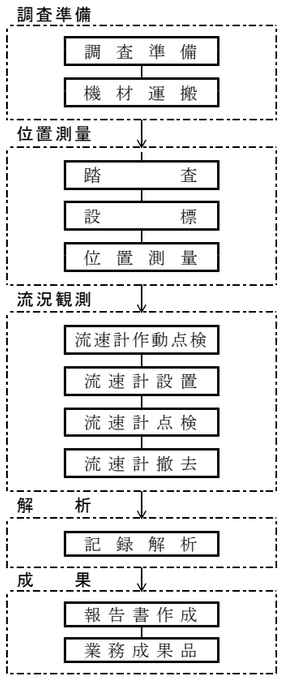	３－１－３　調査フロー 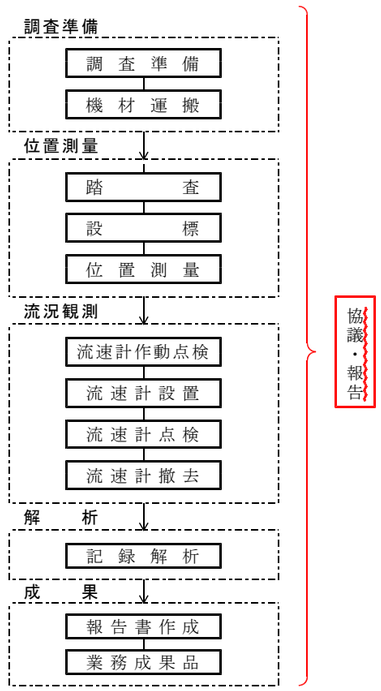 注）協議・報告は必要に応じた回数を計上する。	歩掛追加に伴う修正

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
2節 水域環境調査業務(流況調査) P2-2-2	３－１－４　数量計算等（表１）	３－１－４　数量計算等（表２）	歩掛追加に伴う修正
2節 水域環境調査業務(流況調査) P2-2-9		３－７　協議・報告（下記）	新規歩掛の追加
	３－７　旅　費 旅費については、「第１編　１節、２－５　旅費の算定」を適用して算出する。	３－８　旅　費 旅費については、「第１編　１節、２－５　旅費の算定」を適用して算出する。	項番の変更

現行（令和６年度）

３－１－４　数量計算等

細　別（レベル４）	積算要素（レベル６）	内　　容	単位	数　　位	摘　要
調 査 準 備	調　査　準　備		式	１位止めを原則とする。ただし、数量がkm単位のものは、小数２位四捨五入とする。	四捨五入
	機　材　運　搬		〃		
位 置 測 量	踏　　　　査	踏査距離	km		
	設　　　　標	設標点数	点		
	位　置　測　量	観測数	〃		
流 況 観 測	流速計作動点検		式		
	流 速 計 設 置	地点数	点		
	流 速 計 点 検	地点数	〃		
	流 速 計 撤 去	地点数	〃		
	観 測 機 器 損 料		式		
解　　析	記　録　解　析	観測総数（地点×層数）	〃		
成　　果	報 告 書 作 成		〃		
	業 務 成 果 品		〃		

改定（令和７年度）

３－１－４　数量計算等

細　別（レベル４）	積算要素（レベル６）	内　　容	単位	数　　位	摘　要
調 査 準 備	調　査　準　備		式	１位止めを原則とする。ただし、数量がkm単位のものは、小数２位四捨五入とする。	四捨五入
	機　材　運　搬		〃		
位 置 測 量	踏　　　　査	踏査距離	km		
	設　　　　標	設標点数	点		
	位　置　測　量	観測数	〃		
流 況 観 測	流速計作動点検		式		
	流 速 計 設 置	地点数	点		
	流 速 計 点 検	地点数	〃		
	流 速 計 撤 去	地点数	〃		
	観 測 機 器 損 料		式		
解　　析	記　録　解　析	観測総数（地点×層数）	〃		
成　　果	報 告 書 作 成		〃		
	業 務 成 果 品		〃		
協議・報告	事　前　協　議		回		
	中　間　報　告		〃		
	最　終　報　告		〃		

３－７　協議・報告

３－７－１　事前協議

流況調査を実施するに当り、調査準備について協議を行う。

(1) 代 価 表

事前協議　１回当り

名　　称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘　　要
主　任　技　師	測　　量	人	1.0	
技　　　　師	〃	〃	1.5	

３－７－２　中間報告

打合せ・報告を行うもので、回数は必要に応じて計上する。

(1) 代 価 表

中間報告　１回当り

名　　称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘　　要
主　任　技　師	測　　量	人	1.0	
技　　　　師	〃	〃	1.5	
技　師　補	〃	〃	1.0	

３－７－３　最終報告

調査の成果について報告を行う。

(1) 代 価 表

最終報告　１回当り

名　　称	形 状 寸 法	単 位	数 量	摘　　要
主　任　技　師	測　　量	人	1.0	
技　　　　師	〃	〃	1.0	
技　師　補	〃	〃	1.5	

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（令和６年度）</th><th>改定（令和７年度）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>第3編 土質調査業務
P3-1-2</td><td>２－２　積算価格構成の内訳
２－２－１　一般調査業務費
一般調査業務費は、高度な技術的判定を含まない単純な土質調査で、その調査に基づく土質試験および報告書作成等に要する費用とする。</td><td>２－２　積算価格構成の内訳
２－２－１　一般調査業務費
一般調査業務費は、当該土質調査に必要な費用である。</td><td>記載を修正</td></tr>
<tr><td>第3編 土質調査業務
P3-1-14</td><td>（4）足場設置・撤去・移設
②陸上足場（平坦足場、単管足場）
3)作業能力
１日当り標準作業量
<table>
<tr><th>種　別</th><th>規　格</th><th>単位</th><th>日当り作業量</th></tr>
<tr><td>平坦足場</td><td></td><td>箇所</td><td>2</td></tr>
<tr><td>単管足場（湿地足場）</td><td></td><td>〃</td><td>1</td></tr>
<tr><td>〃　（傾斜地足場）</td><td>地形傾斜15°以上～30°未満</td><td>〃</td><td>1</td></tr>
<tr><td></td><td>〃　30°以上～45°未満</td><td>〃</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td></td><td>〃　45°以上～60°</td><td>〃</td><td>0.5</td></tr>
</table></td><td>（4）足場設置・撤去・移設
②陸上足場（平坦足場、単管足場）
3)作業能力
１日当り標準作業量
<table>
<tr><th>種　別</th><th>規　格</th><th>単位</th><th>日当り作業量</th></tr>
<tr><td>平坦足場</td><td>高さ0.3m以下</td><td>箇所</td><td>2</td></tr>
<tr><td></td><td>高さ0.3m超</td><td>〃</td><td>1.25</td></tr>
<tr><td>単管足場（湿地足場）</td><td></td><td>〃</td><td>1</td></tr>
<tr><td>〃　（傾斜地足場）</td><td>地形傾斜15°以上～30°未満</td><td>〃</td><td>1</td></tr>
<tr><td></td><td>〃　30°以上～45°未満</td><td>〃</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td></td><td>〃　45°以上～60°</td><td>〃</td><td>0.5</td></tr>
</table></td><td>能力値を追加</td></tr>
<tr><td>第3編 土質調査業務
P3-1-20</td><td>３）施工歩掛
（1）作業能力の算定
①原位置試験（標準貫入試験）
１日当り標準作業量
<table>
<tr><th>土質・岩分類</th><th>単位</th><th>日当り作業量</th></tr>
<tr><td>粘性土・シルト</td><td>回</td><td>12.0</td></tr>
<tr><td>砂・砂質土</td><td>〃</td><td>10.0</td></tr>
<tr><td>レキ混り土砂</td><td>〃</td><td>8.0</td></tr>
<tr><td>玉石混り土砂（玉石・割石）</td><td>〃</td><td>7.0</td></tr>
<tr><td>固結シルト・固結粘土</td><td>〃</td><td>7.0</td></tr>
<tr><td>軟　岩</td><td>〃</td><td>7.0</td></tr>
</table></td><td>３）施工歩掛
（1）作業能力の算定
①原位置試験（標準貫入試験）
１日当り標準作業量
<table>
<tr><th>土質・岩分類</th><th>単位</th><th>日当り作業量</th></tr>
<tr><td>粘性土・シルト</td><td>回</td><td>16.0</td></tr>
<tr><td>砂・砂質土</td><td>〃</td><td>14.0</td></tr>
<tr><td>レキ混り土砂</td><td>〃</td><td>11.0</td></tr>
<tr><td>玉石混り土砂（玉石・割石）</td><td>〃</td><td>9.0</td></tr>
<tr><td>固結シルト・固結粘土</td><td>〃</td><td>12.0</td></tr>
<tr><td>軟　岩</td><td>〃</td><td>11.0</td></tr>
</table></td><td>１日当り能力の改定</td></tr>
</table>

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
単価表 単-10	別表－４　就業時間別の船員供用係数	別表－４　就業時間別の船員供用係数	令和7年3月から適用の割増対象賃金比

別表－４　就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（１ワッチ制）

係数ランク	船舶供用係数（α）	就業時間別の船員供用係数（β） 就業時間 8H ［超勤時間 0H］［深夜時間 0H］		就業時間 9H ［超勤時間 1H］［深夜時間 0H］		就業時間 10H ［超勤時間 2H］［深夜時間 0H］		就業時間 11H ［超勤時間 3H］［深夜時間 0H］		備考
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.31	1.42	1.42	1.53	1.54	
2	1.85	1.35	1.35	1.46	1.46	1.57	1.57	1.68	1.69	
3	2.20	1.55	1.55	1.66	1.66	1.77	1.77	1.88	1.89	
4	2.55	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.14	
5	2.80	2.00	2.00	2.11	2.11	2.22	2.22	2.33	2.34	
6	3.20	2.25	2.25	2.36	2.36	2.47	2.47	2.58	2.59	
7	3.65	2.60	2.60	2.71	2.71	2.82	2.82	2.93	2.94	
8	4.30	3.05	3.05	3.16	3.16	3.27	3.27	3.38	3.39	
9	5.25	3.70	3.70	3.81	3.81	3.92	3.92	4.03	4.04	

船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（２ワッチ制）

係数ランク	船舶供用係数（α）	就業時間別の船員供用係数（β） 就業時間 16H ［超勤時間 0H］［深夜時間 1H］		就業時間 18H ［超勤時間 2H］［深夜時間 3H］		就業時間 20H ［超勤時間 4H］［深夜時間 4H］		就業時間 22H ［超勤時間 6H］［深夜時間 6H］		備考
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.60	
2	1.85	1.36	1.36	1.49	1.50	1.62	1.62	1.75	1.75	
3	2.20	1.56	1.56	1.69	1.70	1.82	1.82	1.95	1.95	
4	2.55	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.20	
5	2.80	2.01	2.01	2.14	2.15	2.27	2.27	2.40	2.40	
6	3.20	2.26	2.26	2.39	2.40	2.52	2.52	2.65	2.65	
7	3.65	2.61	2.61	2.74	2.75	2.87	2.87	3.00	3.00	
8	4.30	3.06	3.06	3.19	3.20	3.32	3.32	3.45	3.45	
9	5.25	3.71	3.71	3.84	3.85	3.97	3.97	4.10	4.10	

注）1. **別表－４**における就業時間別船員供用係数（β）は、就業時間8H［超勤時間0H 深夜時間0H］の場合を除き**令和６年３月から適用の割増対象賃金比**をもとに算出された就業時間別船員供用係数（β）である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記**「就業時間別船員供用係数（β）の算定式」**をもとに別途算出するものとする。
2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が**別表－４**によらない場合についても同様に、下記**「就業時間別船員供用係数（β）の算定式」**をもとに別途算出するものとする。
3. 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

注）就業時間別船員供用係数（β）の算定式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

（小数３位四捨五入）

β　　：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数
β_0　：就業８時間の場合の船員供用係数
割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。
ただし、２ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、２ワッチの合計の時間数とする。

別表－４　就業時間別の船員供用係数

船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（１ワッチ制）

係数ランク	船舶供用係数（α）	就業時間別の船員供用係数（β） 就業時間 8H ［超勤時間 0H］［深夜時間 0H］		就業時間 9H ［超勤時間 1H］［深夜時間 0H］		就業時間 10H ［超勤時間 2H］［深夜時間 0H］		就業時間 11H ［超勤時間 3H］［深夜時間 0H］		備考
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.43	1.43	1.54	1.55	
2	1.85	1.35	1.35	1.46	1.47	1.58	1.58	1.69	1.70	
3	2.20	1.55	1.55	1.66	1.67	1.78	1.78	1.89	1.90	
4	2.55	1.80	1.80	1.91	1.92	2.03	2.03	2.14	2.15	
5	2.80	2.00	2.00	2.11	2.12	2.23	2.23	2.34	2.35	
6	3.20	2.25	2.25	2.36	2.37	2.48	2.48	2.59	2.60	
7	3.65	2.60	2.60	2.71	2.72	2.83	2.83	2.94	2.95	
8	4.30	3.05	3.05	3.16	3.17	3.28	3.28	3.39	3.40	
9	5.25	3.70	3.70	3.81	3.82	3.93	3.93	4.04	4.05	

船舶供用係数（α）と就業時間別船員供用係数（β）（２ワッチ制）

係数ランク	船舶供用係数（α）	就業時間別の船員供用係数（β） 就業時間 16H ［超勤時間 0H］［深夜時間 1H］		就業時間 18H ［超勤時間 2H］［深夜時間 3H］		就業時間 20H ［超勤時間 4H］［深夜時間 4H］		就業時間 22H ［超勤時間 6H］［深夜時間 6H］		備考
		船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	船団長・高級船員	普通船員	
1	1.65	1.21	1.21	1.35	1.35	1.47	1.48	1.61	1.61	
2	1.85	1.36	1.36	1.50	1.50	1.62	1.63	1.76	1.76	
3	2.20	1.56	1.56	1.70	1.70	1.82	1.83	1.96	1.96	
4	2.55	1.81	1.81	1.95	1.95	2.07	2.08	2.21	2.21	
5	2.80	2.01	2.01	2.15	2.15	2.27	2.28	2.41	2.41	
6	3.20	2.26	2.26	2.40	2.40	2.52	2.53	2.66	2.66	
7	3.65	2.61	2.61	2.75	2.75	2.87	2.88	3.01	3.01	
8	4.30	3.06	3.06	3.20	3.20	3.32	3.33	3.46	3.46	
9	5.25	3.71	3.71	3.85	3.85	3.97	3.98	4.11	4.11	

注）1. **別表－４**における就業時間別船員供用係数（β）は、就業時間8H［超勤時間0H 深夜時間0H］の場合を除き**令和７年３月から適用の割増対象賃金比**をもとに算出された就業時間別船員供用係数（β）である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記**「就業時間別船員供用係数（β）の算定式」**をもとに別途算出するものとする。
2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が**別表－４**によらない場合についても同様に、下記**「就業時間別船員供用係数（β）の算定式」**をもとに別途算出するものとする。
3. 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。

注）就業時間別船員供用係数（β）の算定式

$$\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$$

（小数３位四捨五入）

β　　：時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数
β_0　：就業８時間の場合の船員供用係数
割増対象賃金比：労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。
ただし、２ワッチにおける超過勤務時間数および深夜労働時間数は、２ワッチの合計の時間数とする。

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
単価表 単-33	**２９．クローラクレーン** **クローラクレーン(油圧駆動式)(排出ガス対策型)運転１日当り(陸上パイブロハンマによる場合)就業８時間** 名称 / 形状寸法 / 単位 / 数量：(油) 50～55t吊 132kW / 摘要 主燃料 軽油 ℓ 76 指定事項 運転手 (特殊) 人 1 指定事項 損料(換算) 供用 日 1.31 指定事項 注）1.損料(換算)は、損料算定基準の参考欄の供用１日当り換算損料を使用する。 2.使用原動機は、排出ガス対策型（2014年規制）を適用する。	**２９．クローラクレーン** **クローラクレーン(油圧駆動式)(排出ガス対策型)運転１日当り(陸上パイブロハンマによる場合)就業８時間** 名称 / 形状寸法 / 単位 / 数量：(油) 50～55t吊 148kW / 摘要 主燃料 軽油 ℓ 76 指定事項 運転手 (特殊) 人 1 指定事項 損料(換算) 供用 日 1.31 指定事項 注）1.損料(換算)は、損料算定基準の参考欄の供用１日当り換算損料を使用する。 2.使用原動機は、排出ガス対策型（2014年規制）を適用する。	機関出力を修正
単価表 単-42	**５８．発動発電機** **①発動発電機　運転１日当り（陸上）** 名称 / 形状寸法 / 単位 / 数量：排出ｶﾞｽ対策型 45kVA 42kW / 100kVA 92kW / 125kVA 117kW / 150kVA 134kW / 摘要 主燃料 軽油 ℓ 31 66 84 96 賃料 日 1.18 1.18 1.18 1.18 名称 / 形状寸法 / 単位 / 数量：排出ｶﾞｽ対策型 200kVA 195kW / 250kVA 235kW / 300kVA 248kW / 350kVA 331kW / 摘要 主燃料 軽油 ℓ 144 174 186 246 賃料 日 1.18 1.18 1.18 1.18 注）賃料は物価資料による。 **②発動発電機　運転１日当り（海上）** 名称 / 形状寸法 / 単位 / 数量：排出ｶﾞｽ対策 45kVA 42kW / 100kVA 92kW / 125kVA 117kW / 150kVA 134kW / 摘要 主燃料 軽油 ℓ 26 55 70 80 賃料 日 α α α α 名称 / 形状寸法 / 単位 / 数量：排出ｶﾞｽ対策型 200kVA 195kW / 250kVA 235kW / 300kVA 248kW / 350kVA 331kW / 摘要 主燃料 軽油 ℓ 120 145 155 205 賃料 日 α α α α 注）賃料は物価資料による。	**５８．発動発電機** **①発動発電機　運転１日当り（陸上）** 名称 / 形状寸法 / 単位 / 数量：排出ｶﾞｽ対策型 45kVA 42kW / 100kVA 92kW / 125kVA 117kW / 150kVA 134kW / 摘要 主燃料 軽油 ℓ 31 66 84 96 運転時間 6時間(陸上) 賃料 日 1.18 1.18 1.18 1.18 名称 / 形状寸法 / 単位 / 数量：排出ｶﾞｽ対策型 200kVA 195kW / 250kVA 235kW / 300kVA 248kW / 350kVA 331kW / 摘要 主燃料 軽油 ℓ 144 174 186 246 運転時間 6時間(陸上) 賃料 日 1.18 1.18 1.18 1.18 注）賃料は物価資料による。 **②発動発電機　運転１日当り（海上）** 名称 / 形状寸法 / 単位 / 数量：排出ｶﾞｽ対策型 45kVA 42kW / 100kVA 92kW / 125kVA 117kW / 150kVA 134kW / 摘要 主燃料 軽油 ℓ 26 55 70 80 運転時間 5時間(海上) 賃料 日 α α α α 名称 / 形状寸法 / 単位 / 数量：排出ｶﾞｽ対策型 200kVA 195kW / 250kVA 235kW / 300kVA 248kW / 350kVA 331kW / 摘要 主燃料 軽油 ℓ 120 145 155 205 運転時間 5時間(海上) 賃料 日 α α α α 注）賃料は物価資料による。	運転時間を明示

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
単価表 単-42	④発動発電機　運転１日当り（本体工：鋼矢板式・鋼杭式、仮設工：継手溶接による場合） 名称／形状寸法／単位／数量（排出ｶﾞｽ対策型 100kVA 92kW：陸上・海上／排出ｶﾞｽ対策型 125kVA 117kW：陸上・海上）／摘要 主燃料　軽油　ℓ　66　55　84　70 賃料　日　1.18　α　1.18　α 注）賃料は物価資料による。	④発動発電機　運転１日当り（本体工：鋼矢板式・鋼杭式、仮設工：継手溶接による場合） 名称／形状寸法／単位／数量（排出ｶﾞｽ対策型 100kVA 92kW：陸上・海上／排出ｶﾞｽ対策型 125kVA 117kW：陸上・海上）／摘要 主燃料　軽油　ℓ　66　55　84　70　運転時間 6時間(陸上)・5時間(海上) 賃料　日　1.18　α　1.18　α 注）賃料は物価資料による。	運転時間を明示
単価表 単-43	⑤発動発電機　運転１日当り（本体工：鋼矢板式・鋼杭式、仮設工：導材設置撤去による場合） 名称／形状寸法／単位／数量（排出ｶﾞｽ対策型　150kVA　134kW：陸上・海上）／摘要 主燃料　軽油　ℓ　112　96 賃料　日　1.18　α 注）賃料は物価資料による。	⑤発動発電機　運転１日当り（本体工：鋼矢板式・鋼杭式、仮設工：導材設置撤去による場合） 名称／形状寸法／単位／数量（排出ｶﾞｽ対策型　150kVA　134kW：陸上・海上）／摘要 主燃料　軽油　ℓ　112　96　運転時間 7時間(陸上)・6時間(海上) 賃料　日　1.18　α 注）賃料は物価資料による。	運転時間を明示
	⑥発動発電機　運転１日当り（仮設工：鋼管杭・鋼管矢板打設工の陸上施工による場合） 名称／形状寸法／単位／数量（排出ｶﾞｽ対策型 10kVA 13kW／20kVA 19kW／35kVA 33kW／45kVA 42kW／60kVA 57kW）／摘要 主燃料　軽油　ℓ　11　16　29　36　49 賃料　日　1.18	⑥発動発電機　運転１日当り（仮設工：鋼管杭・鋼管矢板打設工の陸上施工による場合） 名称／形状寸法／単位／数量（排出ｶﾞｽ対策型 10kVA 13kW／20kVA 19kW／35kVA 33kW／45kVA 42kW／60kVA 57kW）／摘要 主燃料　軽油　ℓ　11　16　29　36　49　運転時間 7時間(陸上) 賃料　日　1.18	
	名称／形状寸法／単位／数量（排出ｶﾞｽ対策型 75kVA 69kW／150kVA 134kW／200kVA 195kW／300kVA 248kW／400kVA 346kW）／摘要 主燃料　軽油　ℓ　60　112　168　217　301 賃料　日　1.18	名称／形状寸法／単位／数量（排出ｶﾞｽ対策型 75kVA 69kW／150kVA 134kW／200kVA 195kW／300kVA 248kW／400kVA 346kW）／摘要 主燃料　軽油　ℓ　60　112　168　217　301　運転時間 7時間(陸上) 賃料　日　1.18	
	名称／形状寸法／単位／数量（500kVA 427kW／600kVA 514kW／800kVA 677kW）／摘要 主燃料　軽油　ℓ　371　441　581 賃料　日　1.18 注）賃料は物価資料または見積りによる。	名称／形状寸法／単位／数量（500kVA 427kW／600kVA 514kW／800kVA 677kW）／摘要 主燃料　軽油　ℓ　371　441　581　運転時間 7時間(陸上) 賃料　日　1.18 注）賃料は物価資料または見積りによる。	

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
単価表 単-43	⑦発動発電機　運転１日当り（仮設工：鋼管杭・鋼管矢板打設工の海上施工による場合）	⑦発動発電機　運転１日当り（仮設工：鋼管杭・鋼管矢板打設工の海上施工による場合）	運転時間を明示

現行（令和６年度）

名　称	形状寸法	単位	数量				摘　要
			排出ｶﾞｽ対策型 10kVA 13kW	排出ｶﾞｽ対策型 20kVA 19kW	排出ｶﾞｽ対策型 35kVA 33kW	排出ｶﾞｽ対策型 45kVA 42kW	
主　燃　料	軽　油	ℓ	10	14	25	31	
賃　料		日	α				

名　称	形状寸法	単位	数量				摘　要
			排出ｶﾞｽ対策型 150kVA 134kW	排出ｶﾞｽ対策型 200kVA 195kW	排出ｶﾞｽ対策型 300kVA 248kW	400kVA 346kW	
主　燃　料	軽　油	ℓ	96	144	186	258	
賃　料		日	α				

名　称	形状寸法	単位	数量			摘　要
			500kVA 427kW	600kVA 514kW	800kVA 677kW	
主　燃　料	軽　油	ℓ	318	378	498	
賃　料		日	α			

注）賃料は物価資料または見積りによる。

改定（令和７年度）

名　称	形状寸法	単位	数量				摘　要
			排出ｶﾞｽ対策型 10kVA 13kW	排出ｶﾞｽ対策型 20kVA 19kW	排出ｶﾞｽ対策型 35kVA 33kW	排出ｶﾞｽ対策型 45kVA 42kW	
主　燃　料	軽　油	ℓ	10	14	25	31	運転時間 6時間(海上)
賃　料		日	α				

名　称	形状寸法	単位	数量				摘　要
			排出ｶﾞｽ対策型 150kVA 134kW	排出ｶﾞｽ対策型 200kVA 195kW	排出ｶﾞｽ対策型 300kVA 248kW	400kVA 346kW	
主　燃　料	軽　油	ℓ	96	144	186	258	運転時間 6時間(海上)
賃　料		日	α				

名　称	形状寸法	単位	数量			摘　要
			500kVA 427kW	600kVA 514kW	800kVA 677kW	
主　燃　料	軽　油	ℓ	318	378	498	運転時間 6時間(海上)
賃　料		日	α			

注）賃料は物価資料または見積りによる。

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
単価表 単-48	**７２．深層混合処理機** **①深層混合処理機　運転１日当り（陸上深層混合処理杭）**　　就業８時間	**７２．深層混合処理機** **深層混合処理機　運転１日当り（陸上深層混合処理杭）**　　就業８時間	

現行

名　称	形状寸法	単位	数量 単軸施工 27.4kN・m	数量 単軸施工 90kW×1 20m	数量 単軸施工 90kW×1 30m	数量 単軸施工 90kW×2	摘　要
主　燃　料	軽　油	ℓ	35	52	52	83	指定事項
運　転　手	（特　殊）	人	1	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供　用	日	1.61	1.61	1.61	1.61	指定事項

名　称	形状寸法	単位	数量 二軸施工 45kW×2	数量 二軸施工 55～60kW×2	数量 二軸施工 90kW×2	摘　要
主　燃　料	軽　油	ℓ	59	48	77	指定事項
運　転　手	（特　殊）	人	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供　用	日	1.61	1.61	1.61	指定事項

名　称	形状寸法	単位	数量 二軸施工（変位低減型） 45kW×2	55～60kW×2	75～90kW×2	90kW×2	摘　要
主　燃　料	軽　油	ℓ	55	45	55	72	指定事項
運　転　手	（特　殊）	人	1	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供　用	日	1.61	1.61	1.61	1.61	指定事項

名　称	形状寸法	単位	数量 二軸施工（変位低減型） 90kW×2 L≦10m機	90kW×2 L≦20m機	90kW×2 L≦26m機	90kW×2 L≦36m機	摘　要
主　燃　料	軽　油	ℓ	55	55	72	72	指定事項
運　転　手	（特　殊）	人	1	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供　用	日	1.61	1.61	1.61	1.61	指定事項

注）馬力はベースマシンを示す。

②深層混合処理機　運転１日当り（陸上継足式深層混合処理杭）　　就業８時間

名　称	形状寸法	単位	数量 二軸施工 55～60kW×2	75～90kW×2	90kW×2	摘　要
主　燃　料	軽　油	ℓ	38	56	56	指定事項
運　転　手	（特　殊）	人	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供　用	日	1.59	1.59	1.59	指定事項

注）馬力はベースマシンを示す。

７３．スラリプラント

①スラリプラント　運転１日当り（陸上深層混合処理杭）

名　称	形状寸法	単位	数量 10㎥/h	20㎥/h	40㎥/h	摘　要
損料(換算)	供　用	日	1.61	1.61	1.61	指定事項

②スラリプラント　運転１日当り（陸上継足式深層混合処理杭）

名　称	形状寸法	単位	数量 20㎥/h	摘　要
損料(換算)	供　用	日	1.59	指定事項

改定

名　称	形状寸法	単位	数量 単軸施工 27.4kN・m	数量 単軸施工 90kW×1 20m	数量 単軸施工 90kW×1 30m	数量 単軸施工 90kW×2	摘　要
主　燃　料	軽　油	ℓ	35	52	52	83	指定事項
運　転　手	（特　殊）	人	1	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供　用	日	1.61	1.61	1.61	1.61	指定事項

名　称	形状寸法	単位	数量 二軸施工 45kW×2	数量 二軸施工 55～60kW×2	数量 二軸施工 90kW×2	摘　要
主　燃　料	軽　油	ℓ	59	48	77	指定事項
運　転　手	（特　殊）	人	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供　用	日	1.61	1.61	1.61	指定事項

名　称	形状寸法	単位	数量 二軸施工（変位低減型） 45kW×2	55～60kW×2	75～90kW×2	90kW×2	摘　要
主　燃　料	軽　油	ℓ	55	45	55	72	指定事項
運　転　手	（特　殊）	人	1	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供　用	日	1.61	1.61	1.61	1.61	指定事項

名　称	形状寸法	単位	数量 二軸施工（変位低減型） 90kW×2 L≦10m機	90kW×2 L≦20m機	90kW×2 L≦26m機	90kW×2 L≦36m機	摘　要
主　燃　料	軽　油	ℓ	55	55	72	72	指定事項
運　転　手	（特　殊）	人	1	1	1	1	指定事項
損料(換算)	供　用	日	1.61	1.61	1.61	1.61	指定事項

注）馬力はベースマシンを示す。

単価表削除

７３．スラリプラント

スラリプラント　運転１日当り（陸上深層混合処理杭）

名　称	形状寸法	単位	数量 10㎥/h	20㎥/h	40㎥/h	摘　要
損料(換算)	供　用	日	1.61	1.61	1.61	指定事項

単価表削除

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（令和６年度）</th><th>改定（令和７年度）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>第1部
漁港漁場関係事業請負工事費積算基準

第2章　工事費の積算

4節　その他
P2-4-4</td><td>ヨ　労務管理費
①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。
②解雇・休業手当を払う場合の費用
受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</td><td>ヨ　労務管理費
①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用
工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び宿泊手当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。
②解雇・休業手当を払う場合の費用
受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</td><td>令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応</td></tr>
<tr><td>第3章　直接工事費の施工歩掛

4節　本体工
4.1 ケーソン式
P3-4.1-44</td><td>(2) 労務費

労務費＝（労務単価＋乗船手当）×乗組員数×供用日数（N_1）　　（小数１位切捨て）
※労務単価は「第１部 第２章 １節 ２－１－２労務単価の補正 ２）２交代制の場合の労務単価」による

①回航用引船の乗組員数は「回航用引船歩掛表」による。

②乗船手当は「農林水産省日額旅費支給規則」による。
ただし、供用日数（N_1）が、1日未満の場合は乗船手当を計上しない。</td><td>(2) 労務費

労務費＝労務単価×乗組員数×供用日数（N_1）　　（小数１位切捨て）
※労務単価は「第１部 第２章 １節 ２－１－２労務単価の補正 ２）２交代制の場合の労務単価」による

回航用引船の乗組員数は「回航用引船歩掛表」による。</td><td>令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応</td></tr>
<tr><td>4節　本体工
4.1 ケーソン式
P3-4.1-45</td><td>(4) 乗船手当
乗船手当は、下表のとおりとする。
<table><tr><th>職　種</th><th>乗船手当</th><th>摘　　要</th></tr><tr><td>普通船員</td><td>2,336円</td><td rowspan="2">国土交通省日額旅費支給規則第６条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。
金額は消費税を含まない金額である。</td></tr><tr><td>高級船員</td><td>2,854円</td></tr></table></td><td></td><td>令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応</td></tr>
<tr><td>11節　陸上地盤改良工
P3-11-(3)</td><td><table><tr><th rowspan="4">機　種</th><th rowspan="4">規　格</th><th rowspan="4">単位</th><th colspan="4">数　　量</th></tr><tr><th colspan="4">二軸施工（変位低減型）</th></tr><tr><th colspan="4">φ1,600mm</th></tr><tr><th>打設長(L)
3mを超え
10m以下</th><th>打設長(L)
10mを超え
20m以下</th><th>打設長(L)
20mを超え
26m以下</th><th>打設長(L)
26mを超え
36m以下</th></tr><tr><td rowspan="4">深層混合
処 理 機</td><td>二軸式　90kW×2
最大施工深度　10m</td><td>台</td><td>1</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>二軸式　90kW×2
最大施工深度　20m</td><td>〃</td><td>〃</td><td>1</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>二軸式　90kW×2
最大施工深度　26m</td><td>〃</td><td>〃</td><td>－</td><td>1</td><td>－</td></tr><tr><td>二軸式　90kW×2
最大施工深度　36m</td><td>〃</td><td>〃</td><td>－</td><td>－</td><td>1</td></tr><tr><td>ス ラ リ
プラント</td><td>能力40m3／h</td><td>基</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>
注）1. 深層混合処理機には、施工管理計、システム管理計を含む。
2. スラリプラントには、スクリュコンベア、セメントサイロ、水槽、水中ポンプ、アジテータ、グラウトポンプ及びスラリプラント制御盤を含む。</td><td><table><tr><th rowspan="4">機　種</th><th rowspan="4">規　格</th><th rowspan="4">単位</th><th colspan="3">数　　量</th></tr><tr><th colspan="3">二軸施工（変位低減型）</th></tr><tr><th colspan="3">φ1,600mm</th></tr><tr><th>打設長(L)
3mを超え
20m以下</th><th>打設長(L)
20mを超え
26m以下</th><th>打設長(L)
26mを超え
36m以下</th></tr><tr><td rowspan="4">深層混合
処 理 機</td><td>二軸式　90kW×2
最大施工深度　20m</td><td>台</td><td>1</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>二軸式　90kW×2
最大施工深度　26m</td><td>〃</td><td>－</td><td>1</td><td>－</td></tr><tr><td>二軸式　90kW×2
最大施工深度　36m</td><td>〃</td><td>－</td><td>－</td><td>1</td></tr><tr><td>ス ラ リ
プラント</td><td>能力40m3／h</td><td>基</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>
注）1. 深層混合処理機には、施工管理計、システム管理計を含む。
2. スラリプラントには、スクリュコンベア、セメントサイロ、水槽、水中ポンプ、アジテータ、グラウトポンプ及びスラリプラント制御盤を含む。</td><td>二軸式 90kW×2
最大施工深度 10m
を削除</td></tr>
</table>

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（令和６年度）</th><th>改定（令和７年度）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>11節 陸上地盤改良工
P3-11-(4)</td><td>
２－４　施工歩掛
１）作業能力
１日当り打設本数は、次表による。
１日当り打設本数（本／日）
<table>
<tr><th colspan="2">打設長L（m）</th><th>単軸施工
（杭径 φ800mm～ φ1,200mm）</th></tr>
<tr><td>3mを超え</td><td>4m未満</td><td>21</td></tr>
<tr><td>4m以上</td><td>5　〃</td><td>18</td></tr>
<tr><td>5　〃</td><td>6　〃</td><td>15</td></tr>
<tr><td>6　〃</td><td>7　〃</td><td>14</td></tr>
<tr><td>7　〃</td><td>8　〃</td><td>12</td></tr>
<tr><td>8　〃</td><td>9　〃</td><td>11</td></tr>
<tr><td>9　〃</td><td>10m以下</td><td>10</td></tr>
</table>
</td><td>
２－４　施工歩掛
１）作業能力
１日当り打設本数は、次表による。
１日当り打設本数（本／日）
<table>
<tr><th colspan="2">打設長L（m）</th><th>単軸施工
（杭径 φ800mm～ φ1,200mm）</th></tr>
<tr><td>3mを超え</td><td>4m未満</td><td>20</td></tr>
<tr><td>4m以上</td><td>5　〃</td><td>17</td></tr>
<tr><td>5　〃</td><td>6　〃</td><td>14</td></tr>
<tr><td>6　〃</td><td>7　〃</td><td>13</td></tr>
<tr><td>7　〃</td><td>9　〃</td><td>11</td></tr>
<tr><td>9　〃</td><td>10m以下</td><td>10</td></tr>
</table>
</td><td>打設本数を改定</td></tr>
<tr><td>11節 陸上地盤改良工
P3-11-(5)</td><td>
１日当り打設本数（本／日）
<table>
<tr><th colspan="2">打設長L（m）</th><th>二軸施工
（杭径 φ1,000mm）</th></tr>
<tr><td>3mを超え</td><td>4m未満</td><td>14</td></tr>
<tr><td>4m以上</td><td>5　〃</td><td>13</td></tr>
<tr><td>5　〃</td><td>6　〃</td><td>12</td></tr>
<tr><td>6　〃</td><td>7　〃</td><td>11</td></tr>
<tr><td>7　〃</td><td>9　〃</td><td>10</td></tr>
<tr><td>9　〃</td><td>10　〃</td><td>9</td></tr>
<tr><td>10　〃</td><td>12　〃</td><td>8</td></tr>
<tr><td>12　〃</td><td>15　〃</td><td>7</td></tr>
<tr><td>15　〃</td><td>18　〃</td><td>6</td></tr>
<tr><td>18　〃</td><td>22　〃</td><td>5</td></tr>
<tr><td>22　〃</td><td>30　〃</td><td>4</td></tr>
<tr><td>30　〃</td><td>40m以下</td><td>3</td></tr>
</table>
注）1. 打設本数は杭間の移動（敷鉄板の設置・撤去含む）、位置決め、
貫入、攪拌、練り返し、引抜きまでの一連の作業のものである。
2. 現場内移設に伴い、処理機本体の分解・組立が必要となった場合
は、分解・組立費を別途計上する。
3. スラリプラントの現場内移設は、「２－５」により別途計上する。
4. 攪拌翼の貫入、引抜きに障害となる転石等の除去については、
２－６その他（１）による。
5. 安定処理工が必要な場合は、別途計上する。
6. 二軸施工の改良断面図は下図を標準とする。
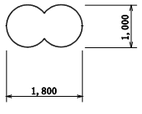

</td><td>
１日当り打設本数（本／日）
<table>
<tr><th colspan="2">打設長L（m）</th><th>二軸施工
（杭径 φ1,000mm）</th></tr>
<tr><td>3mを超え</td><td>4m未満</td><td>13</td></tr>
<tr><td>4m以上</td><td>5　〃</td><td>12</td></tr>
<tr><td>5　〃</td><td>7　〃</td><td>11</td></tr>
<tr><td>7　〃</td><td>9　〃</td><td>10</td></tr>
<tr><td>9　〃</td><td>10　〃</td><td>9</td></tr>
<tr><td>10　〃</td><td>12　〃</td><td>8</td></tr>
<tr><td>12　〃</td><td>15　〃</td><td>7</td></tr>
<tr><td>15　〃</td><td>18　〃</td><td>6</td></tr>
<tr><td>18　〃</td><td>22　〃</td><td>5</td></tr>
<tr><td>22　〃</td><td>30　〃</td><td>4</td></tr>
<tr><td>30　〃</td><td>40m以下</td><td>3</td></tr>
</table>
注）1. 打設本数は杭間の移動（敷鉄板の設置・撤去含む）、位置決め、
貫入、攪拌、練り返し、引抜きまでの一連の作業のものである。
2. 現場内移設に伴い、処理機本体の分解・組立が必要となった場合
は、分解・組立費を別途計上する。
3. スラリプラントの現場内移設は、「２－５」により別途計上する。
4. 攪拌翼の貫入、引抜きに障害となる転石等の除去については、
「２－６その他（１）」による。
5. 安定処理工が必要な場合は、別途計上する。
6. 二軸施工の改良断面図は下図を標準とする。
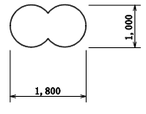

</td><td>打設本数を改定</td></tr>
</table>

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（令和６年度）</th><th>改定（令和７年度）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>11節 陸上地盤改良工
P3-11-(6)</td><td>１日当り打設本数（本／日）
<table><tr><th colspan="3">打設長L（m）</th><th>二軸施工（変位低減型）
（杭径φ1,000mm）</th></tr><tr><td colspan="2">3mを超え</td><td>3.5m未満</td><td>12</td></tr><tr><td>3.5m以上</td><td></td><td>4.5　〃</td><td>11</td></tr><tr><td>4.5　〃</td><td></td><td>5.5　〃</td><td>10</td></tr><tr><td>5.5　〃</td><td></td><td>7　〃</td><td>9</td></tr><tr><td>7　〃</td><td></td><td>9　〃</td><td>8</td></tr><tr><td>9　〃</td><td></td><td>11　〃</td><td>7</td></tr><tr><td>11　〃</td><td></td><td>14　〃</td><td>6</td></tr><tr><td>14　〃</td><td></td><td>19　〃</td><td>5</td></tr><tr><td>19　〃</td><td></td><td>26　〃</td><td>4</td></tr><tr><td>26　〃</td><td></td><td>39　〃</td><td>3</td></tr><tr><td>39　〃</td><td></td><td>40m以下</td><td>2</td></tr></table>注）1.打設本数は杭間の移動（敷鉄板の設置・撤去含む）、位置決め、貫入、攪拌、練り返し、引抜きまでの一連の作業のものである。
また、排出土処理作業を含む。
2.現場内移設に伴い、処理機本体の分解・組立が必要となった場合は、分解・組立費を別途計上する。
3.スラリプラントの現場内移設は、「２－５」により別途計上する。
4.攪拌翼の貫入、引抜きに障害となる転石等の除去については、「２－６その他（１）」による。
5.安定処理工が必要な場合は、別途計上する。
6.二軸施工の改良断面図は下図を標準とする。
 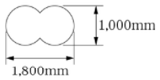 </td><td>１日当り打設本数（本／日）
<table><tr><th colspan="3">打設長L（m）</th><th>二軸施工（変位低減型）
（杭径φ1,000mm）</th></tr><tr><td colspan="2">3mを超え</td><td>4.5m未満</td><td>11</td></tr><tr><td>4.5以上</td><td></td><td>5.5　〃</td><td>10</td></tr><tr><td>5.5　〃</td><td></td><td>7　〃</td><td>9</td></tr><tr><td>7　〃</td><td></td><td>9　〃</td><td>8</td></tr><tr><td>9　〃</td><td></td><td>11　〃</td><td>7</td></tr><tr><td>11　〃</td><td></td><td>14　〃</td><td>6</td></tr><tr><td>14　〃</td><td></td><td>19　〃</td><td>5</td></tr><tr><td>19　〃</td><td></td><td>26　〃</td><td>4</td></tr><tr><td>26　〃</td><td></td><td>39　〃</td><td>3</td></tr><tr><td>39　〃</td><td></td><td>40m以下</td><td>2</td></tr></table>注）1.打設本数は杭間の移動（敷鉄板の設置・撤去含む）、位置決め、貫入、攪拌、練り返し、引抜きまでの一連の作業のものである。
また、排出土処理作業を含む。
2.現場内移設に伴い、処理機本体の分解・組立が必要となった場合は、分解・組立費を別途計上する。
3.スラリプラントの現場内移設は、「２－５」により別途計上する。
4.攪拌翼の貫入、引抜きに障害となる転石等の除去については、「２－６その他（１）」による。
5.安定処理工が必要な場合は、別途計上する。
6.二軸施工の改良断面図は下図を標準とする。
 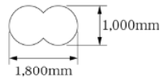 </td><td>打設本数を改定</td></tr>
<tr><td>11節 陸上地盤改良工
P3-11-(7)</td><td>２）改良材使用量
改良材は、セメント系、石灰系を標準とし、現場条件により決定する。
なお、使用量は次式による。
Ｖ＝Ｎ×ｖ×Ｌ₁×（１＋Ｋ）
Ｖ　：１日当りの改良材使用量（ｔ／日）
Ｎ　：１日当り打設本数（本／日）
ｖ　：杭長１ｍ当り改良材使用量（ｔ／ｍ）
Ｌ₁：杭長（ｍ）
Ｋ　：割増係数（0.1）

３）代価表
深層混合処理杭打設　１日（　　本）当り
<table><tr><th>名　　称</th><th>形 状 寸 法</th><th>単位</th><th>数　量</th><th>摘　　要</th></tr><tr><td>改　　良　　材</td><td></td><td>t</td><td></td><td>割増しを含む</td></tr><tr><td>深 層 混 合 処 理 機</td><td></td><td>日</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>ス ラ リ プ ラ ン ト</td><td></td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>世　　話　　役</td><td></td><td>人</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>特 殊 作 業 員</td><td></td><td>〃</td><td>2(3)</td><td></td></tr><tr><td>普 通 作 業 員</td><td></td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>雑　　材　　料</td><td></td><td>％</td><td></td><td>下表による</td></tr></table>注）1.労務には、スラリプラントの管理運転労務を含む。
2.雑材料は、足場材（敷鉄板）賃料及び設置・撤去・移設、改良後の整地に要する費用、電力に関する経費等であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に下表の率を乗じた金額を上限として計上する。
なお、変位低減型の場合は、諸雑費率に排土・排出土処理（現場内仮置き）に関する費用を含む。
3.特許を有する工法の場合もあるので、特許工法を指定する場合は特許料を計上する。
4.（ ）書き：二軸施工（変位低減型）の場合に適用する。</td><td>２）改良材使用量
改良材は、セメント系、石灰系を標準とし、現場条件により決定する。
なお、使用量は次式による。
Ｖ＝Ｎ×ｖ×Ｌ₁×（１＋Ｋ）
Ｖ　：１日当りの改良材使用量（ｔ／日）
Ｎ　：１日当り打設本数（本／日）
ｖ　：杭長１ｍ当り改良材使用量（ｔ／ｍ）
Ｌ₁：杭長（ｍ）
Ｋ　：割増係数（0.1）

３）代価表
深層混合処理杭打設　１日（　　本）当り
<table><tr><th>名　　称</th><th>形 状 寸 法</th><th>単位</th><th>数　量</th><th>摘　　要</th></tr><tr><td>改　　良　　材</td><td></td><td>t</td><td></td><td>割増しを含む</td></tr><tr><td>深 層 混 合 処 理 機</td><td></td><td>日</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>ス ラ リ プ ラ ン ト</td><td></td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>世　　話　　役</td><td></td><td>人</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>特 殊 作 業 員</td><td></td><td>〃</td><td>1(2)</td><td></td></tr><tr><td>普 通 作 業 員</td><td></td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>雑　　材　　料</td><td></td><td>％</td><td></td><td>下表による</td></tr></table>注）1.労務には、スラリプラントの管理運転労務を含む。
2.雑材料は、足場材（敷鉄板）賃料及び設置・撤去・移設、改良後の整地（バックホウ運転費用）、グラウトポンプの遠隔操作の機器に要する費用、電力に関する経費等であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に下表の率を乗じた金額を上限として計上する。
なお、変位低減型の場合は、雑材料率に排出土処理（エアリフト及び現場内仮置き）に関する費用を含む。
3.特許を有する工法の場合もあるので、特許工法を指定する場合は特許料を計上する。
4.（ ）書き：二軸施工（変位低減型）の場合に適用する。</td><td>雑材料の注意書きを改定</td></tr>
</table>

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（令和６年度）</th><th>改定（令和７年度）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>11節 陸上地盤改良工
P3-11-(7)</td><td>
深層混合処理杭打設の雑材料率
<table>
<tr><th>規　　格</th><th>打　設　長　（L）</th><th>雑材料率（%）</th></tr>
<tr><td>単軸施工
杭径φ800mm～φ1,200mm</td><td>3mを超え10m以下</td><td>20</td></tr>
<tr><td>単軸施工
杭径φ1,000mm～φ1,600mm</td><td>10mを超え30m以下</td><td>18</td></tr>
<tr><td>単軸施工
杭径φ1,800mm、φ2,000mm</td><td>3mを超え27m以下</td><td>31</td></tr>
<tr><td>二軸施工
杭径φ1,000mm</td><td>3mを超え40m以下</td><td>23</td></tr>
<tr><td>二軸施工（変位低減型）
杭径φ1,000mm</td><td>3mを超え40m以下</td><td>26</td></tr>
<tr><td>二軸施工（変位低減型）
杭径φ1,600mm</td><td>3mを超え36m以下</td><td>31</td></tr>
</table>
２－５　スラリプラント現場内移設歩掛
スラリプラントを中心に施工位置が半径約100mを超える場合、または同一現場内に施工箇所が２箇所以上ある等、スラリプラントを移設しなければならない場合は、次によるものとする。
１）代価表
スラリプラント現場内移設　１回当り
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>形 状 寸 法</th><th>単位</th><th>数　量</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td>ラフテレーンクレーン</td><td>排出ガス対策型（第2次基準値）
油圧伸縮ジブ型25t吊</td><td>日</td><td>1.4</td><td></td></tr>
<tr><td>世　話　役</td><td></td><td>人</td><td>1.0</td><td></td></tr>
<tr><td>特　殊　作　業　員</td><td></td><td>〃</td><td>2.9</td><td></td></tr>
<tr><td>普　通　作　業　員</td><td></td><td>〃</td><td>1.4</td><td></td></tr>
<tr><td>雑　　材　　料</td><td></td><td>%</td><td></td><td></td></tr>
</table>
注）移設するスラリプラントは、スクリュコンベア、セメントサイロ、水槽、水中ポンプ、
アジテータ、グラウトポンプ、スラリプラント制御盤及び発動発電機とする。
</td><td>
深層混合処理杭打設の雑材料率
<table>
<tr><th>規　　格</th><th>打　設　長　（L）</th><th>雑材料率（%）</th></tr>
<tr><td>単軸施工
杭径φ800mm～φ1,200mm</td><td>3mを超え10m以下</td><td>29</td></tr>
<tr><td>単軸施工
杭径φ1,000mm～φ1,600mm</td><td>10mを超え30m以下</td><td>28</td></tr>
<tr><td>単軸施工
杭径φ1,800mm、φ2,000mm</td><td>3mを超え27m以下</td><td>37</td></tr>
<tr><td>二軸施工
杭径φ1,000mm</td><td>3mを超え40m以下</td><td>32</td></tr>
<tr><td>二軸施工（変位低減型）
杭径φ1,000mm</td><td>3mを超え40m以下</td><td>37</td></tr>
<tr><td>二軸施工（変位低減型）
杭径φ1,600mm</td><td>3mを超え36m以下</td><td>49</td></tr>
</table>
２－５　スラリプラント現場内移設歩掛
スラリプラントを中心に施工位置が半径約100mを超える場合、または同一現場内に施工箇所が２箇所以上ある等、スラリプラントを移設しなければならない場合は、次によるものとする。
１）代価表
スラリプラント現場内移設　１回当り
<table>
<tr><th>名　　称</th><th>形 状 寸 法</th><th>単位</th><th>数　量</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td>ラフテレーンクレーン</td><td>排出ガス対策型（2014年規制）
油圧伸縮ジブ型25t吊</td><td>日</td><td>1.4</td><td></td></tr>
<tr><td>世　話　役</td><td></td><td>人</td><td>1.0</td><td></td></tr>
<tr><td>特　殊　作　業　員</td><td></td><td>〃</td><td>2.9</td><td></td></tr>
<tr><td>普　通　作　業　員</td><td></td><td>〃</td><td>1.4</td><td></td></tr>
<tr><td>雑　　材　　料</td><td></td><td>%</td><td></td><td></td></tr>
</table>
注）移設するスラリプラントは、スクリュコンベア、セメントサイロ、水槽、水中ポンプ、
アジテータ、グラウトポンプ、スラリプラント制御盤及び発動発電機とする。
</td><td>雑材料率の改定

排出ガス対策型を改定</td></tr>
<tr><td>11節 陸上地盤改良工
P3-11-(8)</td><td>
２－６　その他
（１）次の条件等により攪拌翼が貫入できない場合は、別途考慮する。
１）表層安定処理等を行った地盤
２）表層に転石等が多い地盤
３）表層に障害物等のある地盤
（２）汚泥土の処理が必要な場合は、別途計上する。
（３）深層混合処理工は、特許を有する工法の場合もあるので、特許工法を指定する場合は特許料を計上する。
</td><td>
２－６　その他
（１）次の条件等により攪拌翼が貫入できない場合は、別途考慮する。
１）表層安定処理等を行った地盤
２）表層に転石等が多い地盤
３）表層に障害物等のある地盤
（２）汚泥土の処理が必要な場合は、別途計上する。
（３）深層混合処理工は、特許を有する工法の場合もあるので、特許工法を指定する場合は特許料を計上する。
（４）プラント施設の防寒設備が必要な場合は、別途計上する。
</td><td>説明を追加</td></tr>
</table>

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 P5-1-8			令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応

現行（令和６年度）

(2) 労務費
労務費＝（※労務単価＋乗船手当）×乗組員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て）
※労務単価は「**第１部 第２章 １節 ２－１－２労務単価の補正** ２）２交代制の場合の労務単価」による
①回航用引船の乗組員数は「**回航用引船歩掛表**」による。

②乗船手当は「**農林水産省日額旅費支給規則**」による。
ただし、供用日数（N_1）が、1日未満の場合は乗船手当を計上しない。

③自力回航船舶の乗組員数は「**単価表**」の内訳数量による。
ただし、潜水士船の乗組員数は、「**潜水士船歩掛表**」によるものとする。

潜水士船歩掛表

作業船名	規　格	乗　組　員　（人）				適　用
		潜水世話役	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	
潜水士船	D 270PS型 3～5t吊	0.2	1.0	1.0	1.0	単独潜水方式
		0.2	2.0	1.0	1.0	２人潜水方式（交互）

(3) 上乗費
上乗費＝（※労務単価＋乗船手当）×上乗員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て）
※労務単価は「**第１部 第２章 １節 ２－１－２労務単価の補正** ２）２交代制の場合の労務単価」による
①被回航船舶等のうち主作業船については、回航中の保安要員として乗組員のうち船団長1名と普通船員2名を乗船させることを標準とする。
ただし、保安要員は、船の大きさ、回航距離、経路等により増減することができる。

②乗船手当は「**農林水産省日額旅費支給規則**」による。
ただし、供用日数（N_1）が、1日未満の場合は乗船手当を計上しない。

(4) 回航用引船の歩掛

回航用引船歩掛表

規　　格	燃料消費量（雑品含む）ℓ/h	乗　組　員　（人）		摘　　要
		高級船員	普通船員	
鋼D　350PS型	39.8	1	1	
〃　450 〃	51.3	2	1	
〃　500 〃	57.0	2	1	
〃　600 〃	68.4	2	1	
〃　800 〃	91.1	2	1	
〃　1,000 〃	114.1	2	1	
〃　1,200 〃	136.9	3	1	
〃　1,500 〃	171.0	3	1	
〃　2,000 〃	228.0	3	1	
〃　2,500 〃	285.0	3	2	
〃　3,000 〃	342.1	4	2	
〃　4,000 〃	456.0	4	3	

(5) 自力回航船舶の燃料消費量
自力回航船舶の運転１時間当りの燃料消費量は、下式による。

自航起重機船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.191ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）
ガット船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.277ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）
揚錨船・引船・押船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.155ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）
潜水士船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.108ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）
安全監視船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.046ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）

(6) 乗船手当
乗船手当は、下表のとおりとする。

職　種	乗船手当	摘　　要
船団長 高級船員	2,854円	**農林水産省日額旅費支給規則**第６条(作業船乗組日額旅費)別表第四の乙、宿日直手当が支給されない場合に準ずる。金額は消費税を含まない金額である。
普通船員	2,336円	

改定（令和７年度）

(2) 労務費
労務費＝※労務単価×乗組員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て）
※労務単価は「**第１部 第２章 １節 ２－１－２労務単価の補正** ２）２交代制の場合の労務単価」による
①回航用引船の乗組員数は「**回航用引船歩掛表**」による。

②自力回航船舶の乗組員数は「**単価表**」の内訳数量による。
ただし、潜水士船の乗組員数は、「**潜水士船歩掛表**」によるものとする。

潜水士船歩掛表

作業船名	規　格	乗　組　員　（人）				適　用
		潜水世話役	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	
潜水士船	D 270PS型 3～5t吊	0.2	1.0	1.0	1.0	単独潜水方式
		0.2	2.0	1.0	1.0	２人潜水方式（交互）

(3) 上乗費
上乗費＝※労務単価×上乗員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て）
※労務単価は「**第１部 第２章 １節 ２－１－２労務単価の補正** ２）２交代制の場合の労務単価」による
被回航船舶等のうち主作業船については、回航中の保安要員として乗組員のうち船団長1名と普通船員2名を乗船させることを標準とする。
ただし、保安要員は、船の大きさ、回航距離、経路等により増減することができる。

(4) 回航用引船の歩掛

回航用引船歩掛表

規　　格	燃料消費量（雑品含む）ℓ/h	乗　組　員　（人）		摘　　要
		高級船員	普通船員	
鋼D　350PS型	39.8	1	1	
〃　450 〃	51.3	2	1	
〃　500 〃	57.0	2	1	
〃　600 〃	68.4	2	1	
〃　800 〃	91.1	2	1	
〃　1,000 〃	114.1	2	1	
〃　1,200 〃	136.9	3	1	
〃　1,500 〃	171.0	3	1	
〃　2,000 〃	228.0	3	1	
〃　2,500 〃	285.0	3	2	
〃　3,000 〃	342.1	4	2	
〃　4,000 〃	456.0	4	3	

(5) 自力回航船舶の燃料消費量
自力回航船舶の運転１時間当りの燃料消費量は、下式による。

自航起重機船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.191ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）
ガット船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.277ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）
揚錨船・引船・押船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.155ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）
潜水士船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.108ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）
安全監視船；燃料消費量（ℓ／h）＝主機関の定格出力×0.046ℓ／kW･h　（小数２位四捨五入）

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第5章 間接工事費 の施工歩掛 1節 回航・えい航費 P5-1-12	**２－３－６　旅費等の算出** １）算出手順 ・乗組員および保安要員の旅行の有無 → 旅費等計上の検討 → ・必要な場合は、旅費等を計上 ↓ ・職種区分 ・旅程 → 人件費の算出 → ①人件費 ↓ ・職種区分 ・片道距離 ・旅程 → 日当の算出 → ②日当 ↓ ・職種区分 ・宿泊地域 ・車中、船中泊の計上の有無 → 宿泊費の算出 → ③宿泊費 ↓ ・職種区分 ・片道距離 ・急行、特急運行区間の確認 → 交通費の算出 → ④鉄道料金等 ↓ ①人件費 ②日当 ③宿泊費 ④鉄道料金等 → 旅費等の算出 → ・旅費等 ２）旅費等の算出 （1）旅費等の計上 ①被回航船舶の乗組員が旅行する場合 ②自力回航船舶の回航用乗組員が帰途を旅行する場合 ③その他必要な場合 （2）旅費等の算出方法 旅費等算出の基本式は下記のとおりとする。 ①宿泊を要しない場合 旅費＝人件費＋普通日額旅費＋交通費 注）交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。 ②宿泊を要する場合 旅費＝人件費＋日当＋宿泊費＋交通費 注）交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。 旅費は、「農林水産省所管旅費支給規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」に基づき算出する。	**２－３－６　旅費等の算出** １）算出手順 ・乗組員および保安要員の旅行の有無 → 旅費等計上の検討 → ・必要な場合は、旅費等を計上 ↓ ・職種区分 ・旅程 → 人件費の算出 → ①人件費 ↓ ・職種区分 ・片道距離 ・旅程 → 宿泊手当の算出 → ②宿泊手当 ↓ ・職種区分 ・宿泊地域 ・車中、船中泊の計上の有無 → 宿泊費の算出 → ③宿泊費 ↓ ・職種区分 ・片道距離 ・急行、特急運行区間の確認 → 交通費の算出 → ④鉄道料金等 ↓ ①人件費 ②宿泊手当 ③宿泊費 ④鉄道料金等 → 旅費等の算出 → ・旅費等 ２）旅費等の算出 （1）旅費等の計上 ①被回航船舶の乗組員が旅行する場合 ②自力回航船舶の回航用乗組員が帰途を旅行する場合 ③その他必要な場合 （2）旅費等の算出方法 旅費等算出の基本式は下記のとおりとする。 ①宿泊を要しない場合 旅費＝人件費＋交通費 注）交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。 ②宿泊を要する場合 旅費＝人件費＋宿泊手当＋宿泊費＋交通費 注）交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。 旅費は、農林水産省所管旅費支給規則等に基づき算出する。	令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第5章 間接工事費 の施工歩掛 1節 回航・えい航費 P5-1-13	(3) 旅費の算出 ①普通日額旅費および日当については、下記による。 (a)宿泊を要しない場合（普通日額旅費） 職種／区分 普通日額旅費 船団長・高級船員 普通船員 行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合 536円 481円 行程16キロメートル以上25キロメートル未満又は引き続き8時間以上の場合 818円 718円 行程25キロメートル以上の場合（在勤地以外の地に限る） 1,081円 954円 注）1.在勤地内の旅行の場合は、計上しない。 2.上表中の金額は、消費税を含まない額である。 (b)宿泊を要する場合（日当） 職種／日当／摘要 船団長・高級船員／2,000円／金額は、消費税を含まない額である。 普通船員／1,545円 注）鉄道片道50km未満、水路片道25km未満、陸路片道12.5km未満の旅行の場合における日当は、上記表定額の1/2とする。 ②宿泊費 職種／甲地方／乙地方／摘要 船団長・高級船員／9,909円／8,909円／金額は、消費税を含まない額である。 普通船員／7,909円／7,090円 注）1.甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは甲地方以外の地域をいう。 2.車中泊が必要な場合には、乙地方相当の宿泊費を計上することができる。 3.船中泊の場合は宿泊費に替え、船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。 ③鉄道料金 イ．片道50km以上100km未満は普通急行料金を計上する。 ロ．片道100km以上は特別急行料金を計上する。 ハ．急行・特急料金は、急行・特急を通行している路線の場合に適用する。 ニ．急行・特急料金の対数は、急行・特急の運行区間を対象とする。	(3) 旅費の算出 ①宿泊手当 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規定とする）第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。 宿泊手当／摘要 2,181円／宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は3分の2の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は3分の1の額を計上する。 注）上表中の金額は、消費税を含まない額である。 ②宿泊費 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して旅費支給規定で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。 なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。 （旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。（小数１位切捨て）） ③鉄道賃等 鉄道賃等は、その乗車に要する運賃（特急料金等を含む）を計上する。	令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第5章 間接工事費 の施工歩掛 1節 回航・えい航費 P5-1-17	(2) 労務費 （25浬未満（航行距離（片道））の場合） 労務費＝※労務単価×※乗組員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て） ※労務単価は就業８時間単価による。 ※乗組員数はえい航船舶のほか被えい航船舶も含む。 ①えい航用引船の乗組員数は**「えい航用引船歩掛表」**による。 （25浬以上（航行距離（片道））の場合） 労務費＝（※労務単価＋乗船手当）×※乗組員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て） ※労務単価は**「第１部 第２章 １節 ２－１－２労務単価の補正** ２）２交代制の場合の労務単価**」**による。 ※乗組員数はえい航船舶のほか被えい航船舶も含む。 ①えい航用引船の乗組員数は**「えい航用引船歩掛表」**による。 ②乗船手当は**「農林水産省日額旅費支給規則」**による。 ただし、供用日数（N_1）が、1日未満の場合は乗船手当を計上しない。	(2) 労務費 （25浬未満（航行距離（片道））の場合） 労務費＝※労務単価×※乗組員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て） ※労務単価は就業８時間単価による。 ※乗組員数はえい航船舶のほか被えい航船舶も含む。 えい航用引船の乗組員数は**「えい航用引船歩掛表」**による。 （25浬以上（航行距離（片道））の場合） 労務費＝※労務単価×※乗組員数×供用日数（N_1）　（小数１位切捨て） ※労務単価は**「第１部 第２章 １節 ２－１－２労務単価の補正** ２）２交代制の場合の労務単価**」**による。 ※乗組員数はえい航船舶のほか被えい航船舶も含む。 えい航用引船の乗組員数は**「えい航用引船歩掛表」**による。	令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第5章 間接工事費 の施工歩掛 1節 回航・えい航費 付属資料 P5-1-(1)	**付属資料－１　回航積算手順** 被回航船舶　名称　規格　隻数 回航用引船　規格　曳航時①ノット　独航時②ノット 回航経路等　経路 距離　③　浬 回航日数等　時期　／　→　／　往復、片道の別　／　（　期）　回航方式　方式	**付属資料－１　回航積算手順** 被回航船舶　名称　規格　隻数 回航用引船　規格　曳航時①ノット　独航時②ノット 回航経路等　経路 距離　③　浬 回航日数等　時期　／　→　／　往復、片道の別　／　（　期）　回航方式　方式	令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応

	被回航船舶	回航用引船	摘要
運転時間	④＝ ③／①	⑦＝ ③／①＋③／②	小数１位切上げ
運転日数	⑤＝ ④／16	⑧＝ ⑦／16	小数２位四捨五入
供用日数	⑥＝⑤×1.30＋2	⑨＝⑧×1.30	0.1 未満 ･･･ 切捨て 0.1～0.6 ･･･ 0.5日 0.6 以上 ･･･ 1.0日

（1）艤装費

艤装費＝被回航船舶購入価格⑩×艤装費率　（小数１位切捨て）

（2）燃料費

燃料費＝｛時間当り燃料消費量（雑品含む）×運転時間数⑦｝×燃料単価

（｛　｝内は小数１位四捨五入、全体は小数１位切捨て）

（3）労務費

	職　種	乗組員	11時間単価	乗船手当	摘要
引　船	高級船員	A_1 人	B_1 円	C_1 円	11時間単価は２交代制の場合の労務単価の例による。（第１部第２章１節 2-1-2労務単価の補正）
	普通船員	A_2 人	B_2 円	C_2 円	
上乗り	船団長	1 人	B_3 円	C_3 円	被回航船舶の主作業船のみ
	普通船員	2 人	B_4 円	C_4 円	

合計

賃金＝（$A_1 \times B_1 + A_2 \times B_2$）×⑨　（小数１位切捨て）

乗船手当＝（$A_1 \times C_1 + A_2 \times C_2$）×⑨　（小数１位切捨て）

（4）上乗費

合計

賃金＝（$B_3 \times 1 + B_4 \times 2$）×（⑤※×1.30）　（小数１位切捨て）

乗船手当＝（$C_3 \times 1 + C_4 \times 2$）×（⑤※×1.30）　（小数１位切捨て）

※（⑤×1.30）：（0.1未満を切捨て、0.1以上0.6未満を0.5日、0.6以上を１日として0.5日単位にする。）

（5）損料

合計

回航用引船損料＝（運転損料×運転時間⑦）＋（供用損料×供用日数⑨）

｛（　）内は各々、小数１位切捨て｝

被回航船舶損料＝供用損料×供用日数⑥　（小数１位切捨て）

	被回航船舶	回航用引船	摘要
運転時間	④＝ ③／①	⑦＝ ③／①＋③／②	小数１位切上げ
運転日数	⑤＝ ④／16	⑧＝ ⑦／16	小数２位四捨五入
供用日数	⑥＝⑤×1.30＋2	⑨＝⑧×1.30	0.1 未満 ･･･ 切捨て 0.1～0.6 ･･･ 0.5日 0.6 以上 ･･･ 1.0日

（1）艤装費

艤装費＝被回航船舶購入価格⑩×艤装費率　（小数１位切捨て）

（2）燃料費

燃料費＝｛時間当り燃料消費量（雑品含む）×運転時間数⑦｝×燃料単価

（｛　｝内は小数１位四捨五入、全体は小数１位切捨て）

（3）労務費

	職　種	乗組員	11時間単価	摘要
引　船	高級船員	A_1 人	B_1 円	11時間単価は２交代制の場合の労務単価の例による。（第１部第２章１節 2-1-2労務単価の補正）
	普通船員	A_2 人	B_2 円	
上乗り	船団長	1 人	B_3 円	被回航船舶の主作業船のみ
	普通船員	2 人	B_4 円	

賃金＝（$A_1 \times B_1 + A_2 \times B_2$）×⑨　（小数１位切捨て）

（4）上乗費

賃金＝（$B_3 \times 1 + B_4 \times 2$）×（⑤※×1.30）　（小数１位切捨て）

※（⑤×1.30）：（0.1未満を切捨て、0.1以上0.6未満を0.5日、0.6以上を１日として0.5日単位にする。）

（5）損料

合計

回航用引船損料＝（運転損料×運転時間⑦）＋（供用損料×供用日数⑨）

｛（　）内は各々、小数１位切捨て｝

被回航船舶損料＝供用損料×供用日数⑥　（小数１位切捨て）

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第5章 間接工事費 の施工歩掛 1節 回航・えい航費 付属資料 P5-1-(2)	(6) 保険料 保険金額⑪＝被回航船舶購入価格⑩×51.0/100 <table><tr><td>被回航船舶船種</td><td></td><td rowspan="2">基本料率⑫</td></tr><tr><td>回航距離</td><td>浬</td></tr></table> 普通期間保険料 保険料＝保険金額⑪×基本料率⑫×回航距離係数 航海保険料 保険料＝保険金額⑪×基本料率⑫×回航距離係数 (7) 検査料　　見積書による。 (8) 旅費 旅費＝$A_1 \times F_1 + A_2 \times F_2 + A_3 \times F_3$ <table><tr><td></td><td>職種</td><td>乗組員</td><td>8時間単価</td><td>宿泊費</td><td>普通日額旅費 または 日当</td><td>交通費</td><td>計</td></tr><tr><td rowspan="3">被回航船舶</td><td>船団長</td><td>A_1 人</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>F_1</td></tr><tr><td>高級船員</td><td>A_2 人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>F_2</td></tr><tr><td>普通船員</td><td>A_3 人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>F_3</td></tr></table> 注）1. 交通費＝鉄道運賃＋特急または急行料金＋船賃＋航空賃＋車賃 2. 被回航船舶のうち主作業船については、船団長１名＋普通船員２名を除いた乗組員とする。	(6) 保険料 保険金額⑪＝被回航船舶購入価格⑩×51.0/100 <table><tr><td>被回航船舶船種</td><td></td><td rowspan="2">基本料率⑫</td></tr><tr><td>回航距離</td><td>浬</td></tr></table> 普通期間保険料 保険料＝保険金額⑪×基本料率⑫×回航距離係数 航海保険料 保険料＝保険金額⑪×基本料率⑫×回航距離係数 (7) 検査料　　見積書による。 (8) 旅費 旅費＝$A_1 \times F_1 + A_2 \times F_2 + A_3 \times F_3$ <table><tr><td></td><td>職種</td><td>乗組員</td><td>8時間単価</td><td>宿泊費</td><td>宿泊手当</td><td>交通費</td><td>計</td></tr><tr><td rowspan="3">被回航船舶</td><td>船団長</td><td>A_1 人</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>F_1</td></tr><tr><td>高級船員</td><td>A_2 人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>F_2</td></tr><tr><td>普通船員</td><td>A_3 人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>F_3</td></tr></table> 注）1. 交通費＝鉄道運賃＋特急または急行料金＋船賃＋航空賃＋車賃 2. 被回航船舶のうち主作業船については、船団長１名＋普通船員２名を除いた乗組員とする。	令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第5章 間接工事費 の施工歩掛 1節 回航・えい航費 付属資料 P5-1-(4)			令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応

現行（令和６年度）

２）２５浬以上（航行距離（片道））

	被えい航船舶	えい航用引船	摘　　要
運転時間	④＝ ③／①	⑦＝ ③／① ＋ ③／②	小数１位切上げ
運転日数	⑤＝ ④／16	⑧＝ ⑦／16	小数２位四捨五入
供用日数	⑥＝⑤×1.30	⑨＝⑧×1.30	0.1 未満 ･･･ 切捨て 0.1～0.6 ･･･ 0.5日 0.6 以上 ･･･ 1.0日

(1) 燃料費

燃料費＝｛時間当り燃料消費量（雑品含む）×運転時間数⑦｝×燃料単価

（｛　｝内は小数１位四捨五入、全体は小数１位切捨て）

(2) 労務費

	職　種	乗組員	11時間単価	乗船手当	摘　　要
引　船	高級船員	A_1 人	B_1 円	C_1 円	11時間単価は２交代制の場合の労務単価の例による。 （第１部　第２章　１節 2-1-2　労務単価の補正）
	普通船員	A_2 人	B_2 円	C_2 円	
被えい船	船団長	A_3 人	B_3 円	C_3 円	
	高級船員	A_4 人	B_4 円	C_4 円	
	普通船員	A_5 人	B_5 円	C_5 円	

合計

賃金＝（$A_1 \times B_1 + A_2 \times B_2$）×⑨＋（$A_3 \times B_3 + A_4 \times B_4 + A_5 \times B_5$）×⑥

（小数１位切捨て）

乗船手当＝（$A_1 \times C_1 + A_2 \times C_2$）×⑨＋（$A_3 \times C_3 + A_4 \times C_4 + A_5 \times C_5$）×⑥

（小数１位切捨て）

(3) 損料

合計

えい航用引船損料＝（運転損料×運転時間⑦）＋（供用損料×供用日数⑨）

｛（　）内は各々、小数１位切捨て｝

被えい航船舶損料＝供用損料×供用日数⑥　　（小数１位切捨て）

改定（令和７年度）

２）２５浬以上（航行距離（片道））

	被えい航船舶	えい航用引船	摘　　要
運転時間	④＝ ③／①	⑦＝ ③／① ＋ ③／②	小数１位切上げ
運転日数	⑤＝ ④／16	⑧＝ ⑦／16	小数２位四捨五入
供用日数	⑥＝⑤×1.30	⑨＝⑧×1.30	0.1 未満 ･･･ 切捨て 0.1～0.6 ･･･ 0.5日 0.6 以上 ･･･ 1.0日

(1) 燃料費

燃料費＝｛時間当り燃料消費量（雑品含む）×運転時間数⑦｝×燃料単価

（｛　｝内は小数１位四捨五入、全体は小数１位切捨て）

(2) 労務費

	職　種	乗組員	11時間単価	摘　　要
引　船	高級船員	A_1 人	B_1 円	11時間単価は２交代制の場合の労務単価の例による。 （第１部　第２章　１節 2-1-2 労務単価の補正）
	普通船員	A_2 人	B_2 円	
被えい船	船団長	A_3 人	B_3 円	
	高級船員	A_4 人	B_4 円	
	普通船員	A_5 人	B_5 円	

賃金＝（$A_1 \times B_1 + A_2 \times B_2$）×⑨＋（$A_3 \times B_3 + A_4 \times B_4 + A_5 \times B_5$）×⑥

（小数１位切捨て）

(3) 損料

合計

えい航用引船損料＝（運転損料×運転時間⑦）＋（供用損料×供用日数⑨）

｛（　）内は各々、小数１位切捨て｝

被えい航船舶損料＝供用損料×供用日数⑥　　（小数１位切捨て）

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第5章 間接工事費の施工歩掛 1節 回航・えい航費 付属資料 P5-1-(8)	**６．船舶回航費における乗組員の労務単価** １）回航費算定に用いる乗組員の労務単価は、工事施工場所の労務単価とする。 ２）船団長の乗船手当は、高級船員を適用する。 **７．回航費の算定における乗組員の旅費算定** １）上乗り以外の被回航船舶乗務員（船団長、高級船員、普通船員）の旅行日は被回航船舶艤装解除日とし、人件費（８時間単価：人件費は半日程度であっても１日分計上する）・普通日額旅費・交通費を計上し、宿泊費は計上しない。但し、移動所要日数が１日を越える場合は別途考慮する。 なお、回航における艤装については、回航専門業者が行うため乗組員の基準日額は原則として計上しない ２）宿泊を要しない場合は、旅行日１日以内とする。 旅行日１日以内とは、出発から目的地迄の到着が、その日のうちに可能な場合とする。 ３）宿泊を要する場合は、旅行日１日を超える場合とする。 旅行日１日を超える場合とは、旅程が長距離に亘り、出発から目的地迄の到着に必ず宿泊（車中泊）を要する場合とする。 （例）　出　発　　車中泊　　目的地に到着 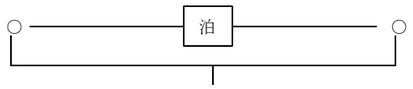 旅行日１泊２日　　※車中泊として宿泊費を計上する	**６．船舶回航費における乗組員の労務単価** 回航費算定に用いる乗組員の労務単価は、工事施工場所の労務単価とする。 **７．回航費の算定における乗組員の旅費算定** １）上乗り以外の被回航船舶乗務員（船団長、高級船員、普通船員）の旅行日は被回航船舶艤装解除日とし、人件費（８時間単価：人件費は半日程度であっても１日分計上する）・交通費を計上し、宿泊費は計上しない。但し、移動所要日数が１日を越える場合は別途考慮する。 なお、回航における艤装については、回航専門業者が行うため乗組員の基準日額は原則として計上しない。 ２）宿泊を要しない場合は、旅行日１日以内とする。 旅行日１日以内とは、出発から目的地迄の到着が、その日のうちに可能な場合とする。 ３）宿泊を要する場合は、旅行日１日を超える場合とする。 旅行日１日を超える場合とは、旅程が長距離に亘り、出発から目的地迄の到着に必ず宿泊（車中泊）を要する場合とする。 （例）　出　発　　車中泊　　目的地に到着 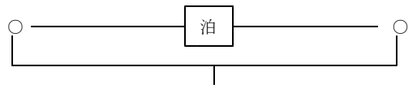 旅行日１泊２日　　※車中泊として宿泊費を計上する	令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応
1節 回航・えい航費 付属資料 P5-1-(9)	４）交通費は消費税を含まない額を積上げる。（所要額×100/110） ５）交通費はシーズンに関係なく「通常期料金」とする。	４）交通費は消費税を含まない額を積上げる。（所要額×100/110）	令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
2節 運搬費 P5-2-4	**２－４－２　施工歩掛** １）使用機械の規格選定 分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。	**２－４－２　施工歩掛** １）使用機械の規格選定 分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。	排出ガス対策型を改定

現行（令和６年度）

機械区分		規　格	分解組立用クレーン 名　称	分解組立用クレーン 規　格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式）		前項　表参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第2基準値）	25ｔ吊
ブルドーザ		21t級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第2基準値）	25ｔ吊
		44t級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第2基準値）	25ｔ吊
		質量120t以下		60ｔ吊
	サンドパイル打設 粉体噴射撹拌機 深層混合処理機 ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ打設	質量60t以下		
		質量120t以下		
		質量180t以下		
クローラクレーン系		35ｔ吊以下 （ｸﾗﾑｼｪﾙ平積0.6㎥含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第2基準値）	25ｔ吊
		80ｔ吊以下 （ｸﾗﾑｼｪﾙ平積2.0㎥以下含む）		60ｔ吊
		150ｔ吊以下 （ｸﾗﾑｼｪﾙ平積3.0㎥以下含む）		
		300ｔ吊以下		
トラッククレーン		前項　表参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第2基準値）	70ｔ吊
		200ｔ吊以上360ｔ吊以下	リフター［せり上げ能力］	50ｔ吊
		550ｔ吊以下		
クローラ式杭打機		質量 60ｔ以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第2基準値）	60ｔ吊
		質量100ｔ以下		
		質量150ｔ以下		
オールケーシング掘削機 （スキッド式）		前項　表参照	クローラクレーン 油圧駆動式 （排出ガス対策型）	80ｔ吊

注）1.機械区分「オールケーシング掘削機（スキッド式）」は、**「第３章　１８節　仮設工、参考資料－２　鋼管杭・鋼管矢板の先行掘削」**による場合に適用し、分解組立用クレーンは本体工事で使用するクローラクレーンを使用するものとする。なお、クローラクレーン（油圧駆動式80ｔ吊）の分解組立輸送費は、本体工事使用時に別途計上する。
2.リフターは賃料とする。なお、リフター（せり上げ能力50ｔ）の供用1日あたり賃料は224,000円を標準とする。（オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない）
3.現道上および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができる。
4.現場条件により上表により難い場合は、別途考慮する。

改定（令和７年度）

機械区分		規　格	分解組立用クレーン 名　称	分解組立用クレーン 規　格
バックホウ系 オールケーシング掘削機 （クローラ式）		前項　表参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 2014年規制）	25ｔ吊
ブルドーザ		21t級以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 2011年規制）	25ｔ吊
		44t級以下		
地盤改良機械	中層混合処理機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 2014年規制）	25ｔ吊
		質量120t以下		60ｔ吊
	サンドパイル打設 粉体噴射撹拌機 深層混合処理機 ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ打設	質量60t以下		
		質量120t以下		
		質量180t以下		
クローラクレーン系		35ｔ吊以下 （ｸﾗﾑｼｪﾙ平積0.6㎥含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 2014年規制）	25ｔ吊
		80ｔ吊以下 （ｸﾗﾑｼｪﾙ平積2.0㎥以下含む）		60ｔ吊
		150ｔ吊以下 （ｸﾗﾑｼｪﾙ平積3.0㎥以下含む）	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 第3次基準値）	
		300ｔ吊以下		
トラッククレーン		前項　表参照	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 2014年規制）	70ｔ吊
		200ｔ吊以上360ｔ吊以下	リフター［せり上げ能力］	50ｔ吊
		550ｔ吊以下		
クローラ式杭打機		質量 60ｔ以下	ラフテレーンクレーン 油圧伸縮ジブ型 （排出ガス対策型 2014年規制）	60ｔ吊
		質量100ｔ以下		
		質量150ｔ以下		
オールケーシング掘削機 （スキッド式）		前項　表参照	クローラクレーン 油圧駆動式 （排出ガス対策型）	80ｔ吊

注）1.機械区分「オールケーシング掘削機（スキッド式）」は、**「第３章　１８節　仮設工、参考資料－２　鋼管杭・鋼管矢板の先行掘削」**による場合に適用し、分解組立用クレーンは本体工事で使用するクローラクレーンを使用するものとする。なお、クローラクレーン（油圧駆動式80ｔ吊）の分解組立輸送費は、本体工事使用時に別途計上する。
2.リフターは賃料とする。なお、リフター（せり上げ能力50ｔ）の供用1日あたり賃料は224,000円を標準とする。（オペレーター、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない）
3.現道上および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用することができる。
4.現場条件により上表により難い場合は、別途考慮する。

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準 第1編 設計等業務 P1-1-3	２）各構成費目の算定 （１）直接人件費 設計等業務に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。 （２）直接経費 直接経費は、２－１－１　２）の各項目について必要額を積算するものとし、旅費については、「農林水産省所管旅費支給規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」に準じて積算する。 ２－１－１　２）の各項目以外にその他の経費が必要となる場合は、その他原価として計上する。	２）各構成費目の算定 （１）直接人件費 設計等業務に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。 （２）直接経費 直接経費は、「２－１－１　２）」の各項目について必要額を積算するものとし、旅費については、農林水産省所管旅費支給規則等に準じて積算する。 「２－１－１　２）」の各項目以外にその他の経費が必要となる場合は、その他原価として計上する。	令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応

掲　載　頁	コメント
第1編 設計等業務 P1-1-5	令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応

現行（令和６年度）

２－５　旅費の算定

１）適用の範囲
調査設計、測量業務に技術者が作業のため、最寄りの本・支店から現地間を往復するのに要する費用を積算する場合に適用する。

２）旅費の算出方法
旅費算出の基本式は、下記のとおりとする。

（１）宿泊を要しない場合

旅費＝交通費

注）交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。

（２）宿泊を要する場合

旅費＝基準日額＋日当＋宿泊費（1泊）＋滞在日額旅費＋交通費

注）交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。

３）職種区分

区分／工種	A	B	C
業務等委託	理事、技師長 主任技師 主任技術者	技師A、B、C	技術員
測量		測量主任技師、 測量技師、操縦士 整備士、撮影士	測量技師補 測量助手、撮影助手 測量補助員
土質調査		地質調査技師	主任地質調査員 地質調査員
海象観測装置定期点検・保守業務		潜水士（ﾀﾞｲﾊﾞｰ） 潜水士補助員（ﾀﾞｲﾊﾞｰ）	上廻り員

４）旅費の算出

（１）旅費の積算については、**「農林水産省所管旅費支給規則」**および**「農林水産省日額旅費支給規則」**等に準じて行うものとする。

（２）日当
日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地の往復に要した日数について計上する。
計上する日当については、２分の１日当を原則とする。

職　種	日　当	摘　要
A	2,363円	
B	2,000円	
C	1,545円	

（３）宿泊費
宿泊を伴う場合、目的地に到着した日の宿泊料については下記により宿泊費を計上する。また、翌日から目的地を出発する日の前日までの期間の宿泊料については滞在日額旅費により計上する。

職　種	甲地方	乙地方	摘　要
A	11,909円	10,727円	
B	9,909円	8,909円	
C	7,909円	7,090円	

注）1. 甲地方とは、東京都、千葉市、横浜市、川崎市、大阪市、堺市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、福岡市およびその他これらに準ずる地域で財務省令で定める地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地域をいう。
2. 上表中の金額は、消費税を含まない額である。

改定（令和７年度）

２－５　旅費の算定

１）適用の範囲
調査設計、測量業務に技術者が作業のため、最寄りの本・支店から現地間を往復するのに要する費用を積算する場合に適用する。

２）旅費の算出方法
旅費算出の基本式は、下記のとおりとする。

（１）宿泊を要しない場合

旅費＝交通費

注）交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。

（２）宿泊を要する場合

旅費＝基準日額＋宿泊手当＋宿泊費＋交通費

注）交通費とは、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。

３）旅費の算出

（１）旅費の積算については、**農林水産省所管旅費支給規則等**に準じて行うものとする。

（２）宿泊手当
宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規定とする）第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。

宿泊手当	摘　要
2,181円	宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は3分の2の額、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は3分の1の額を計上する。

注）上表中の金額は、消費税を含まない額である。

（３）宿泊費
宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して旅費支給規定で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。
なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。
（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。（小数１位切捨て））

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（令和６年度）</th><th>改定（令和７年度）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>第1編 設計等業務
P1-1-6</td><td>（４）車中および船中泊
旅程が長距離に亘り、車中泊が必要な場合に限り乙地方相当の宿泊費を計上することができる。船中泊の場合は、宿泊費は積算せず船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。

（５）滞在日額旅費
目的地に到着した日の翌日から同地を出発する日の前日までの期間については、下記による。
<table><tr><th>職種
期間</th><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>摘　　要</th></tr><tr><td>30日未満</td><td>8,354円／日</td><td>8,354円／日</td><td>6,736円／日</td><td>1～29日 29日間</td></tr><tr><td>30日以上60日未満</td><td>7,509円／日</td><td>7,509円／日</td><td>6,063円／日</td><td>30～59日 30日間</td></tr><tr><td>60日以上</td><td>6,681円／日</td><td>6,681円／日</td><td>5,390円／日</td><td></td></tr></table>注）上表中の金額は、消費税を含まない額である。

（６）鉄道料金は、下記による。
<table><tr><th>職　　種</th><th>急　行　・　特　急　料　金</th></tr><tr><td>A</td><td rowspan="3">片道50㎞以上 100㎞未満は普通急行料金、片道 100㎞以上は特別急行料金とする。</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td></tr></table>注）1．急行・特急料金は、急行・特急を運行している路線の場合に適用する。
2．急行・特急料金のキロ数は、急行・特急の運行区間を対象とする。

（７）その他
１．作業途中で技師等が打合わせのため、現地から事務所までの区間を往復する場合は、交通費を必要回数分計上することができる。
ただし、この場合宿泊費は計上しないものとする。

２．協議、打合せ、報告
協議、打合せ、報告が、標準歩掛に明示してある歩掛については、歩掛（○人／回）に、往復旅行時間にかかる基準日額が含まれていることを標準とし、旅費については往復旅行に係わる交通費のみを計上する。また、協議、打合せ、報告が設計等業務の標準歩掛に明記されていない場合は、往復旅行時間にかかる基準日額を含み0.5人/回を標準とし、旅費については往復旅行に係わる交通費のみを計上する
ただし、双方の場合において、交通の便等により往復旅行時間にかかる基準日額を含むことが適切でない場合は、別途考慮する。

３．設計等業務における協議、打合せ、報告および旅行日における技術者の基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。

４．交通費はシーズンに関係なく「通常期料金」とする。</td><td>（４）車中および船中泊
旅程が長距離に亘り、車中泊が必要な場合に限り宿泊費を計上することができる。船中泊の場合は、宿泊費は積算せず船賃に食費が含まれていない場合に限り食卓料を計上することができる。

（５）鉄道賃等
鉄道賃等は、その乗車に要する運賃（特急料金等を含む）を計上する。

（６）その他
１．作業途中で技師等が打合わせのため、現地から事務所までの区間を往復する場合は、交通費を必要回数分計上することができる。
ただし、この場合宿泊費は計上しないものとする。

２．協議、打合せ、報告
協議、打合せ、報告が、標準歩掛に明示してある歩掛については、歩掛（○人／回）に、往復旅行時間にかかる基準日額が含まれていることを標準とし、旅費については往復旅行に係わる交通費のみを計上する。また、協議、打合せ、報告が設計等業務の標準歩掛に明記されていない場合は、往復旅行時間にかかる基準日額を含み0.5人/回を標準とし、旅費については往復旅行に係わる交通費のみを計上する
ただし、双方の場合において、交通の便等により往復旅行時間にかかる基準日額を含むことが適切でない場合は、別途考慮する。

３．設計等業務における協議、打合せ、報告および旅行日における技術者の基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。</td><td>令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応</td></tr>
<tr><td>第2編 測量・調査等業務

1節 測量業務
P2-1-2</td><td>（５）直接経費
直接経費は、当該測量作業の実施に要する直接的な経費とし、以下により計上する。

①旅費・交通費
当該測量業務に従事する者に係わる旅費・交通費とし、「農林水産省所管旅費支給規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」に準じ算出する。</td><td>（５）直接経費
直接経費は、当該測量作業の実施に要する直接的な経費とし、以下により計上する。

①旅費・交通費
当該測量業務に従事する者に係わる旅費・交通費とし、農林水産省所管旅費支給規則等に準じ算出する。</td><td>令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応</td></tr>
<tr><td>第2編 測量・調査等業務

4節 磁気探査業務
P2-4-2</td><td>(4) 直接経費
直接経費は、当該業務（工事）の実施に要する直接的な経費とし、以下により計上する。

①旅費・交通費
当該業務（工事）に従事する者に係わる旅費・交通費とし、「農林水産省所管旅費支給規則」および「農林水産省日額旅費支給規則」に準じ算出する。</td><td>(4) 直接経費
直接経費は、当該業務（工事）の実施に要する直接的な経費とし、以下により計上する。

①旅費・交通費
当該業務（工事）に従事する者に係わる旅費・交通費とし、農林水産省所管旅費支給規則等に準じ算出する。</td><td>令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応</td></tr>
</table>

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

掲　載　頁	現行（令和６年度）	改定（令和７年度）	コメント
第2編 測量・調査等業務 6節 海象観測装置定期点検・保守業務 P2-6-2	(5)直接経費 直接経費は当該点検・保守業務作業の実施に要する直接的な経費とし、以下により計上する。 ①旅費 当該点検・保守業務に従事する者に係わる旅費とし、**「農林水産省所管旅費支給規則」**および**「農林水産省日額旅費支給規則」**に準じ算出する。	(5)直接経費 直接経費は当該点検・保守業務作業の実施に要する直接的な経費とし、以下により計上する。 ①旅費 当該点検・保守業務に従事する者に係わる旅費とし、**農林水産省所管旅費支給規則等**に準じ算出する。	令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応
第2編 測量・調査等業務 6節 参考資料-1 気象・海象調査 P2-6-(3)	③直接経費 Ⅰ）船舶借上費 船舶借上費は、**「第４編　船舶および機械器具の借上費」**による。 Ⅱ）機械器具損料 機械器具損料は、**「船舶および機械器具等の損料算定基準」**等による。 Ⅲ）旅費 旅費は、**「農林水産省所管旅費支給規則」**および**「農林水産省日額旅費支給規則」**に準じ算出する。	③直接経費 Ⅰ）船舶借上費 船舶借上費は、**「第４編　船舶および機械器具の借上費」**による。 Ⅱ）機械器具損料 機械器具損料は、**「船舶および機械器具等の損料算定基準」**等による。 Ⅲ）旅費 旅費は、**農林水産省所管旅費支給規則等**に準じ算出する。	令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応
第3編 土質調査業務 P3-1-3	⑨旅費・交通費 調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係わる旅費とし、**「農林水産省所管旅費支給規則」**および**「農林水産省日額旅費支給規則」**に準じて算出する。	⑨旅費・交通費 調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係わる旅費とし、**農林水産省所管旅費支給規則等**に準じて算出する。	令和７年４月１日から適用される国家公務員等の旅費制度の見直しに伴う対応

令和７年度　漁港漁場関係工事積算基準　新旧対比表

<table>
<tr><th>掲　載　頁</th><th>現行（令和６年度）</th><th>改定（令和７年度）</th><th>コメント</th></tr>
<tr><td>単価表
単－48</td><td>

７２．深層混合処理機

深層混合処理機　運転１日当り（陸上深層混合処理杭）　就業８時間

<table>
<tr><th rowspan="3">名　称</th><th rowspan="3">形状寸法</th><th rowspan="3">単位</th><th colspan="4">数　量</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="4">二軸施工（変位低減型）</th></tr>
<tr><th>90kW×2
L≦10m機</th><th>90kW×2
L≦20m機</th><th>90kW×2
L≦26m機</th><th>90kW×2
L≦36m機</th></tr>
<tr><td>主燃料</td><td>軽油</td><td>ℓ</td><td>55</td><td>55</td><td>72</td><td>72</td><td>指定事項</td></tr>
<tr><td>運転手</td><td>（特殊）</td><td>人</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>指定事項</td></tr>
<tr><td>損料(換算)</td><td>供用</td><td>日</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>指定事項</td></tr>
</table>

注）馬力はベースマシンを示す。

</td><td>

７２．深層混合処理機

深層混合処理機　運転１日当り（陸上深層混合処理杭）　就業８時間

<table>
<tr><th rowspan="3">名　称</th><th rowspan="3">形状寸法</th><th rowspan="3">単位</th><th colspan="3">数　量</th><th rowspan="3">摘　要</th></tr>
<tr><th colspan="3">二軸施工（変位低減型）</th></tr>
<tr><th>90kW×2
L≦20m機</th><th>90kW×2
L≦26m機</th><th>90kW×2
L≦36m機</th></tr>
<tr><td>主燃料</td><td>軽油</td><td>ℓ</td><td>55</td><td>72</td><td>72</td><td>指定事項</td></tr>
<tr><td>運転手</td><td>（特殊）</td><td>人</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>指定事項</td></tr>
<tr><td>損料(換算)</td><td>供用</td><td>日</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>指定事項</td></tr>
</table>

注）馬力はベースマシンを示す。

</td><td>90kW×2 L≦10m機を削除</td></tr>
<tr><td>第3章 直接工事費の施工歩掛

9節 裏込・裏埋工
P3-9-19</td><td>

２－７　瀬取り
２－７－１　代価表作成手順

［瀬取り投入の積算］

</td><td>

２－７　瀬取り
２－７－１　代価表作成手順

１．適用範囲
本項は、係船岸等構造物の裏込工事でガット船等による直接投入が不可能な場合に行われる瀬取り投入に適用する。
直接投入が不可能な場合とは裏込め材の投入幅、搬入航路上の水深・幅・高さ制限等がある場合をいう。
材料運搬距離は、片道2km以下を標準とするが、運搬距離が大きい場合、台船および引船の数量については別途計上できる。

［瀬取り投入の積算］

</td><td>適用範囲の追加</td></tr>
</table>